

第五回國會議院農林委員會會議錄 第十七号

昭和二十四年五月九日(月曜日)

午前十一時二分開議

出席委員

委員長 小笠原八十美君

理事坂本 實君 理事松浦 東介君

理事八木 一郎君 理事山村新治郎君

理事八百 板正君 理事長谷川四郎君

理事深澤 義守君 理事寺本 齊君

遠藤 三郎君 河野 謙三君

坂田 英一君 田中 彰治君

野原 正勝君 平野 三郎君

刈 通義君 村上 清治君

藥師神岩太郎君 石井 繁九君

井上 良二君 竹村奈良一君

寺崎 覺君

出席國務大臣

農林大臣 森幸太郎君

出席政府委員

農林政務次官 苦米地英俊君

委員外の出席者

議員 早稻田柳右エ門君

專門員 岩隈 博君

五月七日

農業資産相続特例法案(内閣提出第一八八号)

五月七日

戸多村地内の國有林一部拂下の請願(石野久男君紹介)(第一二二三号)
燈灘の干拓事業施行の請願(小西英雄君紹介)(第一二二五号)
二浦村の林道六郎次線改修の請願(原田雪松君紹介)(第一二四二号)
農業災害補償制度改正に関する請願(河野金昇君紹介)(第一二四八号)

第一類第十一号 農林委員會會議錄

第十七号 昭和二十四年五月九日

第十七号 昭和二十四年五月九日

第十七号 昭和二十四年五月九日

第十七号 昭和二十四年五月九日

第十七号 昭和二十四年五月九日

同(竹村奈良一君紹介)(第一二四九号)

同(江田斗米吉君紹介)(第一二五〇号)

食糧公園末端機構改組に関する請願(小野瀬忠兵衛君紹介)(第一二六五号)

獸医師法の一部改正に関する請願外一件(今村忠助君紹介)(第一二八三号)

食糧公園末端機構改組に関する請願(小川原政信君紹介)(第一二八四号)

駒形村字東福寺に溜池築設の請願(笹山茂太郎君紹介)(第一二九五号)

農業災害補償制度改正に関する請願外八件(田中啓一君外一名紹介)(第一二九六号)

小坂村地内の國有林拂下の請願(小坂柳多君紹介)(第一二九七号)

野方村に水路築設の請願(岩川與助君紹介)(第一二九九号)

松山村大野原に水路築設の請願(岩川與助君紹介)(第一三〇〇号)

農地委員會経費國庫補助に関する請願(佐藤重遠君外四名紹介)(第一三三八八号)

伊豫村農道に墜道開設の請願(大西弘君外七名紹介)(第一三六八号)

北山ダム築設による立退補償に関する請願(北川定務君外一名紹介)(第一三七五号)

新政村に澆灌用水取入口築設の請願(長野長廣君紹介)(第一三七六号)

農業災害補償制度改正に関する請願(赤松勇君紹介)(第一三七七号)

同(八木一郎君紹介)(第一三七八号)

同(田中啓一君外一名紹介)(第一三七九号)

主食の掛賣に関する請願(赤松勇君紹介)(第一三九三号)

一宮市に國營競馬場設置反対の請願(田島ひで君外一名紹介)(第一三九四号)

湯野濱に國營競馬場設置の請願(志田義信君紹介)(第一三九五号)

農地委員會経費全額國庫負担の請願(佐藤重遠君紹介)(第一四二四号)

農業協同組合法の一部改正に関する請願(岡西明良君紹介)(第一四二五号)

農業災害補償法の一部改正に関する請願外四件(平野三郎君紹介)(第一四二六号)

岩手縣下の國有林一部拂下促進の請願(野原正勝君外五名紹介)(第一四二七号)

福井式増収農法助成に関する請願(稻田直道君紹介)(第一四二九号)

の審査を本委員會に付託された。

本日(五日)の會議に付した事件

競馬法の一部を改正する法律案(早稻田柳右エ門君外十五名提出衆法第一号)

競馬法の一部を改正する法律案(原健三郎君外六名提出、衆法第二号)

土地改良法案(内閣提出第一八〇号)

農業協同組合自治監査法を廃止する法律案(内閣提出第六三三号)(參議院送付)

農地調整法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一〇四号)

農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)(參議院送付)

酪農業調整法を廃止する法律案(内閣提出第一〇九号)(予)

油糧配給公園法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二七号)(予)

派遣委員の實地調査報告の件

○小笠原委員長 これより會議を開きます。

議事に入る前に御報告いたします。

去る七日内閣提出による農業資産相続特例法案が本委員會に付託になりました。

た。

それでは先ほど理事會で決定いたしました通り、前會に引續き農業協同組合自治監査法を廃止する法律案、及び農業協同組合法の一部を改正する法律案を一括議題とし、討論に入ります。

討論の通告はありませんから、この際討論を省略し、ただちに採決を行います。

原案に賛成の諸君は起立をお願いします。

〔総員起立〕

○小笠原委員長 起立総員。よつて同案は原案通り全会一致をもつて可決いたしました。

なおこの際報告書の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 次日本日の日程通り、それ〴〵提出者の提案理由の説明を求めます。まず早稻田柳右エ門君外十五名提出の競馬法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を求めます。

競馬法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和二十四年四月二十三日

提出者

早稻田柳右エ門

川本 末治

田嶋 好文

辻 寛一

三宅 則義

赤松 勇

鈴木 幹雄

中垣 國男

賛成者

青木 正

池田正之輔

石原 登

遠藤 三郎

小川原政信

尾崎 末吉

大澤嘉平治

片岡伊三郎

神田 博

倉石 忠雄

小平 久雄

坂田 英一

周東 英雄

淺利 三朗

石田 博英

宇田 恒

小笠原八十美

小野瀬忠兵衛

尾関 義一

同(八木一郎君紹介)(第一三七八号)

同(田中啓一君外一名紹介)(第一三七九号)

主食の掛賣に関する請願(赤松勇君紹介)(第一三九三号)

一宮市に國營競馬場設置反対の請願(田島ひで君外一名紹介)(第一三九四号)

湯野濱に國營競馬場設置の請願(志田義信君紹介)(第一三九五号)

農地委員會経費全額國庫負担の請願(佐藤重遠君紹介)(第一四二四号)

農業協同組合法の一部改正に関する請願(岡西明良君紹介)(第一四二五号)

農業災害補償法の一部改正に関する請願外四件(平野三郎君紹介)(第一四二六号)

岩手縣下の國有林一部拂下促進の請願(野原正勝君外五名紹介)(第一四二七号)

福井式増収農法助成に関する請願(稻田直道君紹介)(第一四二九号)

の審査を本委員會に付託された。

本日(五日)の會議に付した事件

競馬法の一部を改正する法律案(早稻田柳右エ門君外十五名提出衆法第一号)

競馬法の一部を改正する法律案(原健三郎君外六名提出、衆法第二号)

土地改良法案(内閣提出第一八〇号)

農業協同組合自治監査法を廃止する法律案(内閣提出第六三三号)(參議院送付)

農地調整法の一部を改正する等の法律案(内閣提出第一〇四号)

農業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇五号)(參議院送付)

酪農業調整法を廃止する法律案(内閣提出第一〇九号)(予)

油糧配給公園法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二七号)(予)

派遣委員の實地調査報告の件

○小笠原委員長 これより會議を開きます。

議事に入る前に御報告いたします。

去る七日内閣提出による農業資産相続特例法案が本委員會に付託になりました。

た。

それでは先ほど理事會で決定いたしました通り、前會に引續き農業協同組合自治監査法を廃止する法律案、及び農業協同組合法の一部を改正する法律案を一括議題とし、討論に入ります。

討論の通告はありませんから、この際討論を省略し、ただちに採決を行います。

原案に賛成の諸君は起立をお願いします。

〔総員起立〕

○小笠原委員長 起立総員。よつて同案は原案通り全会一致をもつて可決いたしました。

なおこの際報告書の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして委員長に御一任願いたいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小笠原委員長 次日本日の日程通り、それ〴〵提出者の提案理由の説明を求めます。まず早稻田柳右エ門君外十五名提出の競馬法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を求めます。

競馬法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

昭和二十四年四月二十三日

提出者

早稻田柳右エ門

川本 末治

田嶋 好文

辻 寛一

三宅 則義

赤松 勇

鈴木 幹雄

中垣 國男

賛成者

青木 正

池田正之輔

石原 登

遠藤 三郎

小川原政信

尾崎 末吉

大澤嘉平治

片岡伊三郎

神田 博

倉石 忠雄

小平 久雄

坂田 英一

周東 英雄

淺利 三朗

石田 博英

宇田 恒

小笠原八十美

小野瀬忠兵衛

尾関 義一

岡延右エ門

上林山榮吉

木村 公平

栗山長次長

近藤 鶴代

坂本 實

鈴木 明良

江崎 眞澄

千賀 康治

多武良哲三

福井 勇

八木 一郎

橋本 金一

久野 忠治

河野 金昇

田中 角榮 高橋 三郎
高橋 英吉 高橋 權六
塚田十一郎 土倉 宗明
苦米地英俊 中山 マサ
根本龍太郎 野原 正勝
平野 三郎 廣川 弘禪
福永 健司 藤枝 泉介
淵 通義 古島 義英
星島 二郎 眞鍋 勝
前尾繁三郎 松井 豊吉
松浦 東介 三浦寅之助
水田三喜男 宮幡 靖
村上 勇 村上 清治
藥師神岩太郎 山口六郎次
吉武 恵市 若松 虎雄
井上 良二 戸叶 里子
西村 榮一 前田榮之助
松岡 駒吉 八百板 正
荒木萬壽夫 有田 喜一
小川 半次 小野 孝
大森 玉木 川崎 秀二
北村徳太郎 小林 運美
佐伯 宗義 椎熊 三郎
中曾根康弘 逢澤 寛
天野 久 金光 義邦
小坂善太郎 小松 勇次
田中伊三次 坪川 信三
寺本 齊 長野 長廣
原 彪 堀川 恭平
山崎 岩男 井出 太郎
石田 一松 今井 耕
木下 榮 竹山祐太郎
平川 篤雄 松本 瀧藏
寺崎 覺

え、「十一箇所」を「十二箇所」に改める。
附 則
この法律は、公布の日から施行する。

○早稲田柳右エ門君 たいだいま御審議を願います競馬法の一部を改正する法律案につき、提案者を代表して提案理由の御説明を申し上げます。
現行競馬法におきましては、國營競馬場として札幌、函館、福島、新潟、中山、東京、横浜、京都、阪神、小倉及び宮崎の十一箇所が規定されております。しかし戦時中における設備の荒廢、交通事情その他の理由によりまして、現在競馬が実際に開催されておりますのは、札幌、函館、中山、東京、京都及び小倉の六箇所にすぎないのであります。この法律案を提出して中京競馬場を設置しようとするのは、第一に、勝馬投票券の賣得金額の増大により、政府収入の増加をはかることであります。

第二には、現在開催されている六箇所の競馬だけでは、馬主、調教師、騎手その他関係者の経済的負担が重きに過ぎますので、これらの経済的負担を軽減し、競馬の健全なる発達に寄與したいと思ふのであります。
第三には、現在横浜より京都の間に國營競馬場がございせんので、関係者は、その距離が遠いために非常に不便を感じておると承つておりますが、中京に競馬場を設置することは、ちょうどその中継場所ともなりまして、関係者の便益をはかることができると存じます。

以上三点がこの法律案を提出した理由の概要であります。何とぞ御審議の上すみやかに御賛成あらんことを希望するわけであります。

○小笠原委員長 これにて早稲田柳右エ門君外十五名提出の競馬法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を終ります。

○小笠原委員長 次に原健三郎君外六名提出による競馬法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を求めます。本日原健三郎君が欠席いたしておりますので、不肖私も提案者の一人でありますので、私より提案理由の説明を行います。暫時委員長席を理事坂本實君に譲ります。

○委員長退席、坂本委員長代理着席

競馬法の一部を改正する法律案の議案を提出する。
昭和二十四年四月二十三日
提出者
原 健三郎 淺利 三朗
小笠原八十美 尾崎 末吉
大野 伴陸 廣川 弘禪
吉田吉太郎

競馬法の一部を改正する法律案（昭和二十三年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。
第一條中「市」を「市町村」に、「指定市」を「指定市町村」に改める。
第二條第二項中「指定市」を「指定市町村」に改める。
第三條中「市」を「市町村」に改める。
第四條中「市」を「市町村」に改める。
第五條中「市」を「市町村」に改める。
第六條中「市」を「市町村」に改める。
第七條中「市」を「市町村」に改める。
第八條中「市」を「市町村」に改める。
第九條中「市」を「市町村」に改める。
第十條中「市」を「市町村」に改める。
第十一條中「市」を「市町村」に改める。
第十二條中「市」を「市町村」に改める。
第十三條中「市」を「市町村」に改める。
第十四條中「市」を「市町村」に改める。
第十五條中「市」を「市町村」に改める。
第十六條中「市」を「市町村」に改める。
第十七條中「市」を「市町村」に改める。
第十八條中「市」を「市町村」に改める。
第十九條中「市」を「市町村」に改める。
第二十條中「市」を「市町村」に改める。
第二十一條中「市」を「市町村」に改める。
第二十二條中「市」を「市町村」に改める。
第二十三條中「市」を「市町村」に改める。
第二十四條中「市」を「市町村」に改める。
第二十五條中「市」を「市町村」に改める。
第二十六條中「市」を「市町村」に改める。
第二十七條中「市」を「市町村」に改める。
第二十八條中「市」を「市町村」に改める。
第二十九條中「市」を「市町村」に改める。
第三十條中「市」を「市町村」に改める。
第三十一條中「市」を「市町村」に改める。
第三十二條中「市」を「市町村」に改める。
第三十三條中「市」を「市町村」に改める。
第三十四條中「市」を「市町村」に改める。
第三十五條中「市」を「市町村」に改める。
第三十六條中「市」を「市町村」に改める。
第三十七條中「市」を「市町村」に改める。
第三十八條中「市」を「市町村」に改める。
第三十九條中「市」を「市町村」に改める。
第四十條中「市」を「市町村」に改める。
第四十一條中「市」を「市町村」に改める。
第四十二條中「市」を「市町村」に改める。
第四十三條中「市」を「市町村」に改める。
第四十四條中「市」を「市町村」に改める。
第四十五條中「市」を「市町村」に改める。
第四十六條中「市」を「市町村」に改める。
第四十七條中「市」を「市町村」に改める。
第四十八條中「市」を「市町村」に改める。
第四十九條中「市」を「市町村」に改める。
第五十條中「市」を「市町村」に改める。
第五十一條中「市」を「市町村」に改める。
第五十二條中「市」を「市町村」に改める。
第五十三條中「市」を「市町村」に改める。
第五十四條中「市」を「市町村」に改める。
第五十五條中「市」を「市町村」に改める。
第五十六條中「市」を「市町村」に改める。
第五十七條中「市」を「市町村」に改める。
第五十八條中「市」を「市町村」に改める。
第五十九條中「市」を「市町村」に改める。
第六十條中「市」を「市町村」に改める。
第六十一條中「市」を「市町村」に改める。
第六十二條中「市」を「市町村」に改める。
第六十三條中「市」を「市町村」に改める。
第六十四條中「市」を「市町村」に改める。
第六十五條中「市」を「市町村」に改める。
第六十六條中「市」を「市町村」に改める。
第六十七條中「市」を「市町村」に改める。
第六十八條中「市」を「市町村」に改める。
第六十九條中「市」を「市町村」に改める。
第七十條中「市」を「市町村」に改める。
第七十一條中「市」を「市町村」に改める。
第七十二條中「市」を「市町村」に改める。
第七十三條中「市」を「市町村」に改める。
第七十四條中「市」を「市町村」に改める。
第七十五條中「市」を「市町村」に改める。
第七十六條中「市」を「市町村」に改める。
第七十七條中「市」を「市町村」に改める。
第七十八條中「市」を「市町村」に改める。
第七十九條中「市」を「市町村」に改める。
第八十條中「市」を「市町村」に改める。
第八十一條中「市」を「市町村」に改める。
第八十二條中「市」を「市町村」に改める。
第八十三條中「市」を「市町村」に改める。
第八十四條中「市」を「市町村」に改める。
第八十五條中「市」を「市町村」に改める。
第八十六條中「市」を「市町村」に改める。
第八十七條中「市」を「市町村」に改める。
第八十八條中「市」を「市町村」に改める。
第八十九條中「市」を「市町村」に改める。
第九十條中「市」を「市町村」に改める。
第九十一條中「市」を「市町村」に改める。
第九十二條中「市」を「市町村」に改める。
第九十三條中「市」を「市町村」に改める。
第九十四條中「市」を「市町村」に改める。
第九十五條中「市」を「市町村」に改める。
第九十六條中「市」を「市町村」に改める。
第九十七條中「市」を「市町村」に改める。
第九十八條中「市」を「市町村」に改める。
第九十九條中「市」を「市町村」に改める。
第一百條中「市」を「市町村」に改める。

○小笠原委員長 議案となつております競馬法の一部を改正する法律案は競馬法の第一條中の「市」を「市町村」に、「指定市」を「指定市町村」に改め、第二條第二項中「指定市」を「指定市町村」に改め、第二十一條中「指定市」を「指定市町村」に改め、第二十二條、第二十三條第二項、第二十五條第一項及び第二十六條第一項中「指定市」を「指定市町村」に改め、第二十九條中「指定市職員」を「指定市町村職員」に、「指定市」を「指定市町村」に改めるといふわけであります。従来市と同時に著しい災害をこうむつた町村で、内閣総理大臣が指定するものも、その財源確保のために競馬を行うことができることとするという意味において、この法案を提案したのであります。

何とぞ御審議の上しかるべく御決定を願います。

○坂本委員長代理 これにて原健三郎君外六名提出による競馬法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を終ります。

○委員長退席、委員長着席

○小笠原委員長 次に農地調整法の一部を改正する等の法律案を議題とし、政府の提案理由の説明を求めます。森農林大臣。

第二十九條中「指定市職員」を「指定市町村職員」に、「指定市」を「指定市町村」に改める。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

○小笠原委員長 議案となつております競馬法の一部を改正する法律案は競馬法の第一條中の「市」を「市町村」に、「指定市」を「指定市町村」に改め、第二條第二項中「指定市」を「指定市町村」に改め、第二十一條中「指定市」を「指定市町村」に改め、第二十二條、第二十三條第二項、第二十五條第一項及び第二十六條第一項中「指定市」を「指定市町村」に改め、第二十九條中「指定市職員」を「指定市町村職員」に、「指定市」を「指定市町村」に改めるといふわけであります。従来市と同時に著しい災害をこうむつた町村で、内閣総理大臣が指定するものも、その財源確保のために競馬を行うことができることとするという意味において、この法案を提案したのであります。

何とぞ御審議の上しかるべく御決定を願います。

○坂本委員長代理 これにて原健三郎君外六名提出による競馬法の一部を改正する法律案の提案理由の説明を終ります。

○委員長退席、委員長着席

○小笠原委員長 次に農地調整法の一部を改正する等の法律案を議題とし、政府の提案理由の説明を求めます。森農林大臣。

農地調整法の一部を改正する等の法律案
農地調整法の一部を改正する等の法律
第一條 農地調整法（昭和十三年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「放牧地ヲ除ク」の下に「以下本條ニ於テ同ジ」を加え、同條第二項中「前項」を「第一項」に改め、第一項の次に次の二項を加える。
前項ノ許可又ハ承認ハ左ニ掲グル場合ニハ之ヲ行フコトヲ得ズ
一 前項ニ掲グル權利（耕作、採草又ハ家畜ノ放牧ヲ目的トセザル權利）ヲ除ク以下本項ニ於テ同ジ）ヲ取得セントスル者又ハ其ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者ガ當該權利ノ目的タル農地、採草地又ハ放牧地ヲ自ラ耕作又ハ家畜ノ業務ノ目的ニ供スルモノト認メ得ザル場合
二 前項ニ掲グル權利ヲ取得セントスル者ガ當該權利ヲ取得スルコトニ因リ其ノ者又ハ其ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者ノ所有シ若ハ耕作ノ業務ノ目的ニ供スル農地ノ面積ノ合計ガ自作農創設特別措置法第三條第一項第三號ノ面積（同條第三項ノ規定ニ依リ當該區域ニ付定メラレタル同號ノ面積ニ代ルベキ面積ガアルトキハ其ノ面積）ヲ超エル場合又ハ此等ノ者ノ所有シ若ハ耕作若ハ家畜ノ業務ニ供スル農地、採草地若ハ放牧地ノ面積ノ合

算ニ達スル場合

農地調整法の一部を改正する等の法律案

農地調整法の一部を改正する等の法律案

農地調整法の一部を改正する等の法律案

農地調整法の一部を改正する等の法律案

計が同法第四十條ノ二第一項第三號ノ面積(同條第二項ニ於テ準用スル同法第三條第三項ノ規定ニ依リ當該區域ニ付定メラレタル同號ノ面積ニ代ルベキ面積ガアルトキハ其ノ面積)ヲ超ユル場合但シ市町村農地委員會ガ都道府縣知事ノ認可ヲ受ケテ當該權利ヲ取得セントスル者ノ營ム耕作又ハ養畜ノ業務ヲ適正ト認メタル場合ヲ除ク

三 前項ニ掲グル權利ヲ取得セントスル者ガ當該權利ヲ取得スルモ其ノ者又ハ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者ノ耕作又ハ養畜ノ業務ニ供スル農地、採草地又ハ放牧地ノ面積ノ合計ガ北海道ニ在リテハ二町歩、都府縣ニ在リテハ三段歩ヲ基準トシテ都道府縣知事ノ定メタル面積ニ達セザル場合但シ市町村農地委員會ガ都道府縣知事ノ認可ヲ受ケタル場合ヲ除ク

四 農地、採草地又ハ放牧地ニ付耕作又ハ養畜ノ業務ニ供スルコトヲ目的トシテ設定セラレタル地上權、永小作權、賃借權又ハ使用貸借ニ依ル權利ヲ有スル者ガ當該土地ヲ轉賃セントスル場合但シ轉賃セントスル者ノ疾病ニ因リテ自ら耕作、採草又ハ放牧スルコト能ハザル爲其ノ他特別ノ事由ニ因リテ一時轉賃セントスル場合ヲ除ク

五 其ノ他前項ニ掲グル權利ヲ取得セントスル者ガ當該權利

ノ目的タル農地、採草地又ハ放牧地ヲ耕作又ハ養畜ノ業務ニ供スルコトニ因リ當該土地ニ付テノ農業生産ノ低下ヲ來スコト明ナル場合都道府縣知事第一項ノ許可ヲ爲サントスル場合ニ於テ同項ニ掲グル權利ヲ取得セントスル者ガ耕作以外ノ用ニ供スル爲五千坪ヲ超ユル面積ノ農地ニ付同項ニ掲グル權利ヲ取得セントスルトキハ豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

第四條に第六項として次の一項を加える。

第一項及第二項ノ規定ハ自作農創設特別措置法第二十九條第二項ニ於テ準用スル同法第十六條ノ規定又ハ同法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ政府ノ賣渡シタル土地(第一項ノ土地ヲ除ク)又ハ建物ニ付之ヲ準用ス

第五條第三号中「農地」を「前條第一項又ハ第六項ニ規定スル土地又ハ建物」に改める。

第六條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

都道府縣知事前項ノ許可ヲ爲サントスル場合ニ於テ當該許可ニ係ル農地ノ面積ガ五千坪ヲ超ユルトキ(同一ノ事業ノ目的ニ供セラルル農地ノ面積ノ合計ガ五千坪ヲ超ユル場合ヲ含ム)ハ豫メ農林大臣ノ承認ヲ受クベシ

第六條に第四項として次の一項を加える。

第一項及前項ノ規定ハ自作農創

設特別措置法第四十一條第一項ノ規定ニ依リ土地ヲ買受ケタル者其ノ土地ヲ採草若ハ家畜ノ放牧又ハ農地ノ開發若ハ農地ノ開發ニ伴フ土地ノ利用以外ノ目的ニ供スル場合ニ之ヲ準用ス

第九條第二項中「期間満了前六ヶ月乃至一年以内」の下に「(賃貸人ノ疾病ニ因リテ自ら耕作スルコト能ハザル爲其ノ他特別ノ事由ニ因リテ一時賃貸借ヲ爲シタルコト明ナル場合ハ期間満了前一月乃至六ヶ月)を加え、同項但書を削り、同條第三項に次の但書を加える。

但シ賃貸借ノ解約ガ小作調停法ニ依リ調停ニ依リ爲サレタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第九條に第七項として次の一項を加える。

農地ノ賃貸借ニ附シタル解除條件又ハ不確定期限ハ之ヲ定メザルモノト看做ス

第九條ノ二第二項中「第九條ノ三各號」を「第九條ノ三第一項各號」に、「同條」を「同項」に改める。

第九條ノ三に次の一項を加える。

前項但書ノ規定ニ依リ許可ハ省令ヲ以テ定ムル場合ニハ市町村農地委員會ノ承認ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得

第九條ノ四第一項及び第四項中「前條各號」を「前條第一項各號」に改める。

第九條ノ五第一項中「行政官廳」を「主務大臣又ハ都道府縣知事」に、「第九條ノ三各號」を「第九條ノ三第一項各號」に改める。

第九條ノ六を次のように改める。

第九條ノ六 創除

第十四條ノ二第二項として次の一項を加える。

小作調停法並ニ第十條乃至第十二條及前條ノ規定ハ薪炭林、採草地又ハ放牧地ノ賃貸借其ノ他其ノ使用收益ヲ目的トスル契約ニ付之ヲ準用ス但シ此等ノ規定中「小作官又ハ小作主事」トアルハ「小作官又ハ小作主事及林業又ハ畜産ノ事務ニ従事スル都道府縣ノ吏員ニシテ都道府縣知事ノ指定スルモノ」トス

第十五條第二項第二号中「農地關係」ヲ「農地關係等」に改める。

第十五條ノ二第二項中「第八項」を「第十三項」に改め、同條第三項を次のように改める。

委員ハ左ノ各號ノ區分ノ一ニ屬シ被選舉權ヲ有スル者ニ就キ當該區分ニ屬シ選舉權ヲ有スル者ノ選舉シタル者ヲ以テ之ニ充ツ

一 北海道ニ在リテハ五段歩、都府縣ニ在リテハ二段歩ヲ超ユル面積ノ小作地ニ付耕作ノ業務ヲ營ム者

二 前號ニ掲グル面積ヲ超ユル面積ノ小作地ヲ所有スル者

三 耕作ノ業務ヲ營ム者又ハ農地ヲ所有スル者ニシテ前二號ニ該當セザルモノ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ小作地ヲ所有シ且ツ小作地ニ付耕作ノ業務ヲ營ム者ニ在リテハ其ノ者ノ所有スル小作地ト其ノ者ノ耕作ノ業務ノ目的ニ供スル小作地トノ面積ノ差ニ依リ同項各號

ノ區分ヲ定ム

第十五條ノ二第五項中「前項」を「前二項」に改め、「同項」に次の後段を加える。

小作地ヲ所有スル者ノ同居ノ親族若ハ其ノ配偶者又ハ小作地ヲ所有スル者ノ親族若ハ其ノ配偶者ニシテ命令ヲ以テ定ムル特別ノ事由ニ因リ其ノ者ト同居セザルニ至リタルモノノ所有スル小作地ニ付亦同ジ

第十五條ノ二第五項の次に次の二項を加える。

前三項ニ於テ小作地トハ耕作ノ業務ヲ營ム者ガ賃借權、使用貸借ニ依リ權利、地上權、永小作權又ハ質權ニ基キ耕作ノ業務ノ目的ニ供スル農地ヲ謂フ

前項ノ規定ノ適用ニ付テハ耕作ノ業務ヲ營ム者ノ同居ノ親族又ハ其ノ配偶者ガ有スル同項ニ掲グル權利ハ之ヲ當該耕作ノ業務ヲ營ム者ノ有スルモノト看做ス

第十五條ノ二第八項の次に次の二項を加える。

第三項及第四項ノ規定ノ適用ニ付テハ農地ノ面積ハ土地臺帳ニ登錄セラレタル面積ノアル農地ニ在リテハ當該地積(市町村農地委員會當該地積ヲ以テ著シク不相當ト認メ別段ノ面積ヲ定メタルトキハ其ノ面積)ノ土地臺帳ニ登錄セラレタル面積ナキ農地ニ在リテハ市町村農地委員會ノ定メタル面積トス第三項各號ノ區分ハ選舉權又ハ被選舉權ヲ有スル者ノ登載セラレタル第十五條ノ五ノ規定ニ依リ調停セラレタル選舉人名簿ノ區分ニ依リ但

三

シ選舉人名簿ニ登載セラレザル者ニシテ選舉人名簿ニ登載セラルベキモノノ被選舉權ノ區分ニ付テハ當該選舉人名簿調製ノ期日ニ依リ之ヲ定ム選舉人名簿ニ登載セラレザル者ニシテ選舉人名簿ニ登載セラルベキ確定判決書ヲ所持スル者ノ選舉權ノ區分ニ付亦同ジ

第十五條ノ二第十二項を次のよ
うに改める。

第三項ノ規定ニ依リ選舉セラルベキ委員ノ定數ハ同項第一號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ二人、同項第二號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ二人、同項第三號ノ區分ニ屬スル者ニ在リテハ六人トス

第十五條ノ二第十二項後段を次のように改める。

法ノ場合ニ於テ同項各號ノ區分ニ屬スル者ニ付増加スベキ委員ノ定數ノ比率ハ前項ニ規定スル委員ノ定數ノ比率ニ等シキコトヲ要シ且増加スベキ委員ノ定數ハ十人ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十五條ノ三第一項中「同居ノ親族若ハ其ノ配偶者」の下に「ニシテ年齡二十年以上ノモノ」を、同項に次の但書を加へ、同條第二項中「第四項」を「第五項及第九項」に改める。

但シ農地ヲ所有セズ且市町村農
地委員會ガ省令ノ定ムル所ニ依
リ耕作ノ業務ニ常時従事セザル
者ト認メタル者ハ此ノ限ニ在ラ
ズ

第十五條ノ四から第十五條ノ八までを次のように改める。

第十五條ノ四 市町村農地委員會ノ委員ノ選舉ニ關スル事務ハ市町村ノ選舉管理委員會之ヲ管理ス

第十五條ノ五 市町村ノ選舉管理委員會ハ命令ノ定ムル所ニ依リ申請ニ基キ毎年十二月一日現在ニ依リ其ノ選舉資格ヲ調査シ第十五條ノ二第三項各號ノ區分毎ニ市町村農地委員會委員選舉人名簿ヲ調製セシメ

前項ノ場合ニ於テ申請ナキトキ
又ハ申請ニ錯誤若シ遺漏アルト
キハ市町村ノ選舉管理委員會ハ
職權ヲ以テ選舉人名簿ヲ調整シ
又ハ之ヲ修正スルコトヲ得
選舉人ノ年齡ハ選舉人名簿確定
ノ期日ニ依リ之ヲ算定ス

課學人名簿ニハ課學人ノ氏名、住所及生年月日並ニ其ノ者ノ所有シ若ハ耕作ノ業務ヲ営ム農地、又ハ其ノ者ノ所有シ若ハ耕作ノ業務ヲ営ム小作地(第十五條ノ三第二項ニ於テ準用スル第十五條ノ二第五項ノ規定ニ依リ其ノ

者ノ所有スル農地ト看做サレタル農地ヲ含ム）ノ面積等ヲ記載スベシ但ハ第十五條ノ三第二項ニ規定スル同居ノ親族又ハ其ノ配偶者タル選舉人ニ付テハ氏名及生年月日等ヲ記載スルヲ以テ

第十五條ノ二第六項、及第七項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條ノ六 委員候補者ハ各投票區ニ於ケル自己ノ登載セラレタル選舉人名簿ニ登載セラレタル者ノ中ヨリ本人ノ承諾ヲ得

ハネの白三本は、方龍の行

投票立會人タルベキ者一人ヲ定
メ選舉ノ期日前二日迄ニ投票管
理者ニ之ヲ届出ヅルコトヲ得但
シ同一人ヲ届出ヅルコトヲ妨ゲ

前項ノ屈出アリタル者（委員候補者死亡シ又ハ委員候補者タルコトヲ辭シタルトキハ其ノ者ノ屈出ニ係ル者ヲ除ク以下同ジ）第十五條ノ二第三項各號ノ區分ニ付テハ其ノ者ヲ以テ投票區分ニ付テハ其ノ者ヲ以テ投票

立會人トシ二人ヲ超ユルトキハ
當該區分ニ付テハ届出アリタル
者ニ於テ投票立會人二人ヲ互選
スベシ
第十五條ノ二第三項各號ノ區分
ニ付投票立會人二人ニ達セザル
トキ若ハ二人ニ達セザルニ至リ

タルトキ又ハ投票立會人ニシテ
 參會スルモノ投票所ヲ開クベキ
 時刻ニ至リ二人ニ達セザルトキ
 若ハ其ノ後二人ニ達セザルニ至
 リタルトキハ投票管理者ハ當該
 投票區ニ於ケル當該區分ノ選舉
 人名簿ニ登錄セラレタル者ノ中

ヨリ二人ニ達スル迄ノ投票立會
人ヲ選任シ直ニ之ヲ本人ニ通知
シ投票ニ立會ハシムベシ但シ委
員ノ選舉ヲ行ハザル區分ニ付テ
ハ此ノ限ニ在ラズ

地方自治法第三十條第三項第七
項乃至第九項第十二項ノ規定ハ

投票立會人ニ付之ヲ準用ス
第十五條ノ七 衆議院議員選舉法
第二條第十三條乃至第十七條、
第四百四十一條及第四百六六條並
ニ衆議院議員選舉法中改正法律
（昭和二十年法律第四十二號）附

則第八項第九項ノ規定ハ市町村農地委員會ノ委員ノ選舉ニ付之ヲ準用ス但シ衆議院議員選舉法第十三條第一項中十一月五日トアルハ次年ノ一月二十日、同法第十七條第一項中十二月二十日トアルハ次年ノ三月五日、同條第三項中次年ノ十二月十九日トアルハ次年ノ三月四日トス第十五條ノ八 地方自治法第十七

條、第十九條第四項、第二十條、第二十一條、第二十四條第一項、第二項第四項、第二十九條、第三十一條第一項、第三十二條第三項第四項、第三十三條、第三十四條、第三十五條第一項、第三十六條第一項、第三十七條乃至第四十條、第四十一條第一項、第四十二條乃至第五十二條、第五十三條第一項乃至第三項第十項第十一項、第五十五條乃至第五十七條、第五十八條第一項第三項乃至第六項、第五十九條乃至第六十一條、第六十二條第一項第二項、第六十三條、第六十四條、第六十六條第一項乃至第六項第七項第八項、第六十七條、第六十八條第二項第三項、第六十九條、第七十條、第七十二條第一項第二項、第七十三條及第七百二十八條ノ規定ハ普通地方公共團體ノ長及都道府縣ノ議會ノ議員ノ選舉ニ關スル部分ヲ除クノ外市町村農地委員會ノ委員ノ選舉ニ付之ヲ準用ス但シ地方自治法第四十條及第四十七條中「第三十條の規定」トアルハ「農地調整法第十五條ノ六の規定」ト、第五十六條第三項中「事由

受けた得票者があるとき、又はその期限経過後に生じた場合において前條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者があるとき」トアルハ「事由が生じた場合において前條第一項但書の得票者があ

「第九十二條若しくは第四百四十一條」トアルハ「農地調整法第十五條ノ二十一」ト、第六十二條第一項中「選挙を行わないで当選人を定めることができるが或は更に選挙を行わないで当選人を定めてもなお当選人の不足数が第一

六十三條第一項に「議員の欠員の数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の六分の一を超えるに至つたとき」トアリ、第六十三條第一項中「選挙を行わないで当選人を定めることが

で、選挙人を定めてもおおその欠員の数が前條第一項にいう当選人の不足数と通じて当該選挙区における議員の定数（選挙区がないときは議員の定数）の六分の一を超えるに至つたとき」ト

人を定めることができないとき
(都道府県農地委員会の委員の
任期満了前六箇月以内に当選人
に不足又は委員に欠員が生じそ
の数が通じて二人以下である場
合において都道府県の選挙管理
委員会が主務大臣の承認を得た

ときを除く。）」ト、第六十三條第二項中「第六十條第一項の期限

前に普通地方公共団体の議会の議員に欠員を生じた場合」トアルハ「都道府縣農地委員會の委員に欠員を生じた場合」ト、當選人とならなかつた者があるとき、又はその期限経過後にこれらの事由を生じた場合において第五十五條第二項若しくは第六十五條第十一項の規定の適用を受けた得票者で當選人とならなかつた者があるときは「トアルハ「當選人とならなかつた者があるときは」ト、第七十二條第一項中「第十章及び第十一章並びに第四百四十條第二項」トアルハ第十章及び第四百四十條第二項」トス

第十五條ノ十九 第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ一ニ屬シ市町村農地委員會ノ委員ノ選舉權ヲ有スル者ハ當該區分ニ屬シ市町村農地委員會ノ委員ノ選舉權ヲ有スル者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ同項ノ規定ニ依リ選舉セラレタル市町村農地委員會ノ委員ニシテ當該區分ニ屬スルモノノ全員ノ解任ヲ省令ノ定ムル所ニ依リ市町村ノ選舉管理委員會ニ請求スルコトヲ得

第十五條ノ二第三項各號ノ區分ノ一ニ屬シ市町村農地委員會ノ委員ノ選舉權ヲ有スル者ハ第十五條ノ十二第二項ニ規定スル選舉區毎ニ當該區分ニ屬シ其ノ者ト同一ノ選舉區ニ於テ市町村農地委員會ノ委員ノ選舉權ヲ有スル者ノ二分ノ一以上ノ同意ヲ得テ第十五條ノ第十七ニ於テ準用スル第十五條ノ二第三項ノ規定

ニ依リ當該選舉區ニ於テ選舉セラレタル都道府縣農地委員會ノ委員ニシテ當該區分ニ屬スルモノノ全員ノ解任ヲ省令ノ定ムル所ニ依リ都道府縣ノ選舉管理委員會ニ請求スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リ請求アリタルトキハ都道府縣ノ選舉管理委員會又ハ市町村ノ選舉管理委員會ハ通達ナク其ノ旨ヲ告示スルト共ニ都道府縣知事及都道府縣農地委員會又ハ市町村農地委員會ニ之ヲ通知スベシ

前項ノ告示アリタルトキハ第一項及第二項ノ請求ニ係ル委員ハ其ノ告示ノ日ニ其ノ職ヲ失フ

第一項及第二項ノ規定ニ依リ委員ノ全員ノ解任ヲ請求ハ此等ノ委員ノ全員ノ選舉アリタル日ヨリ六月内ハ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第一項及第二項ノ選舉權ヲ有スル者トハ第十五條ノ五第一項ノ規定ニ依リ調製セラレタル選舉人名簿確定ノ日ニ於テ之ニ登載セラレタル者トシ其ノ二分ノ一ノ數ハ都道府縣ノ選舉管理委員會又ハ市町村ノ選舉管理委員會ニ於テ選舉人名簿確定後直ニ之ヲ告示スベシ

第一項及第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項ノ區分ハ同項ニ掲グル者ノ登載セラレタル選舉人名簿ノ區分トス

衆議院議員選舉法第二十九條及第三十條第一項ノ規定ハ第一項及第二項ノ同意又ハ請求ニ付之ヲ準用ス但シ第二十九條中「但シ選舉人名簿ニ登載セラルベキ確定判決書ヲ所持シ選舉ノ當日

投票所ニ到ル者アルトキハ投票管理員ハ之ヲシテ投票ヲ爲サシムベシ」トアルハ「但シ確定判決ニ因リ選舉人名簿ニ登載セラルベキ者ハ此ノ限ニ在ラズ」トス

第十五條ノ二十 都道府縣ノ選舉管理委員會ハ本法ニ依リ市町村ノ選舉管理委員會ノ權限ニ屬セシメタル事項ニ付市町村ノ選舉管理委員會ヲ指揮監督ス

農林大臣及全國選舉管理委員會ハ本法ニ依リ都道府縣ノ選舉管理委員會ノ權限ニ屬セシメタル事項ニ付都道府縣ノ選舉管理委員會ヲ指揮監督ス

地方自治法第五百十一條第一項ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十五條ノ二十一を次のように改める。

第十五條ノ二十一 市町村農地委員會ノ委員、都道府縣農地委員會ノ委員又ハ中央農地委員會ノ委員ハ相兼タルコトヲ得ズ

都道府縣農地委員會ノ委員ハ都道府縣ノ議會ノ議員ト相兼タルコトヲ得ズ

第十五條ノ二十二を第十五條ノ三十四とし、第十五條ノ二十一の次に次の一條を加える。

第十五條ノ二十二 委員ノ任期ハ二年トス

特別ノ事由アルトキハ都道府縣知事ハ第十五條ノ二十三第三項（第十五條ノ十七ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ニ依リ選任シタル市町村農地委員會ノ委員又ハ都道府縣農地委員會ノ委員ヲ解任スルコトヲ得

第十五條ノ二十四 委員ハ自己並ニ同居ノ親族及其ノ配偶者ニ關スル事件ニ付議事ニ參與スルコトヲ得ズ但シ市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ同意アリタルトキハ會議ニ出席シ發言スルコトヲ得

第十五條ノ二十五の次に次の二條を加える。

第十五條ノ二十六 地方自治法第二百二十七條第一項第三項第四項及第二百二十八條ノ規定ハ市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ノ委員ノ資格ノ有無ノ決定ニ付之ヲ準用ス

第十五條ノ二十七 本法ノ規定ニ依リ市町村農地委員會ノ處分（第十四條ノ四又ハ農地調整法の一部を改正する法律（昭和二十二年法律第二百四十号）附則第三條第三項ニ規定スル裁定ヲ除ク）ニ對シ不服アル者ハ處分アリタル日ヨリ二月内ニ都道府縣知事ニ訴願スルコトヲ得

都道府縣知事前項ノ規定ニ依リ提起セラレタル訴願ニ對シ裁決ヲ爲サントスルトキハ都道府縣農地委員會ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第十五條ノ二十八の次に次の一條を加える。

第十五條ノ二十九 都道府縣知事ハ農地關係等ノ調整ノ爲必要アルトキハ本法ニ依リ市町村農地委員會ノ權限ニ屬セシメタル事項ヲ都道府縣農地委員會ニ處理セシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ同項ノ規定ニ依リ都道府縣農地委員會ニ處理セシムル事項ニ關シテハ本法ニ依リ都道府縣農地委員會ノ權限ニ屬セシムル事項ハ都道府縣知事之ヲ處理シ本法ニ依リ都道府縣農地委員會ニ對シテ爲スベキ訴願ノ提起ハ都道府縣知事ニ對シ之ヲ行フモノトス

第十五條ノ三十二の次に次の一條を加える。

第十五條ノ三十三 農地關係ノ調整ニ要スル費用ハ國庫ニ於テ之ヲ負擔ス但シ當事者ノ申出ニ依リ市町村農地委員會又ハ都道府縣農地委員會ガ小作關係、相隣關係其ノ他農地等ノ利用關係ニ付行フ斡旋ニ要スル費用ハ市町村又ハ都道府縣ノ負擔トス

第十七條中「行政官廳」を「主務大臣又ハ都道府縣知事」に、「當該官吏」を「當該官吏吏員」に改める。

第十七條ノ二第二項中「第六項」を「第十二項」に改める。

第十七條ノ五第四號中「當該官吏」を「當該官吏吏員」に改める。

第二條 前條中、農地調整法第四條の改正規定は、この法律施行の際現に存する同條第六項の土地又は建物に關する契約で当該契約に係

る権利の設定又は移轉に関する登記及び当該土地又は建物の引渡（民法（明治二十九年法律第八十九号）第百八十三條及び第百八十四條に規定する引渡を除く。）のいづれもが完了していないものについても適用する。

第三條 第一條中農地調整法第九條第二項、第三項又は第七項の改正規定は、それぞれその規定施行の際現に農地の上に存する賃貸借に適用する。

第四條 この法律施行の際現に市町村農地委員会又は都道府県農地委員会の委員である者は、改正前の農地調整法第十五條ノ二第三項第一号から第三号まで（改正前の同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む。）の規定により選挙された委員にあつては、それぞれ改正後の同法第十五條ノ二第三項第一号から第三号まで（改正後の同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む。）の規定により選挙されたものとみなし、改正前の同法第十五條ノ二第八項（改正前の同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む。）の規定により選任された委員にあつては、改正後の同法第十五條ノ二第十三項（改正後の同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む。）の規定により選任されたものとみなし、いづれもこの法律施行後最初に行われる総選挙の日まで在任するものとする。

2 前項に規定する者は、農地調整法第十五條ノ三及び第十五條ノ八又は同法第十五條ノ十一の改正規定により被選挙権を有しなくなつた場合でも、この法律施行後最初に行われる総選挙の日まで、なお、当該規定により被選挙権を有するものとみなす。

3 第一項に規定する委員の定数は、農地調整法第十五條ノ二（同法第十五條ノ十七において準用する場合を含む。）の改正規定にかかわらず、この法律施行後最初に行われる総選挙の日までは、なお、従前の規定による。

第五條 この法律施行後第六條の規定による市町村農地委員会の委員の総選挙又は都道府県農地委員会の委員の総選挙がそれぞれ行われるまでは、農地調整法第十五條ノ八又は第十五條ノ十八の改正規定にかかわらず、委員の選挙及び補充は、行わない。

2 この法律施行後第六條に規定する総選挙の日までは、農地調整法第十五條ノ十九第一項及び第二項の改正規定にかかわらず、同項の規定による市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の解任の請求は、することができない。

第六條 この法律施行後最初に行われる市町村農地委員会及び都道府県農地委員会の委員の総選挙の期日は、政令で定める。但し、その期日は、この法律公布の日から起算して四箇月以内でなければならぬ。

2 前項の総選挙に用いる選挙人名名の調製、縦覧、修正の申立及び決定並びに確定に関する期日及び期間等は、農地調整法第十五條ノ五及び第十五條ノ七の改正規定にかかわらず、政令で定める。

3 前項の規定により調製された市町村農地委員会委員選挙人名簿は、昭和二十六年三月四日まで据え置くものとする。

4 昭和二十四年においては、農地調整法第十五條ノ五第一項の改正規定にかかわらず、同項の規定による市町村農地委員会委員選挙人名簿は、調製しない。

第七條 改正前の農地調整法又はこれに基いて発する命令によつてした手続その他の行為は、これらの改正前の規定に相当するこの法律又はこれに基いて発する命令の規定によつてした手続その他の行為とみなす。

第八條 自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第五項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第五号として次の一号を加える。

五 昭和二十三年七月十五日現在において民法施行法（明治三十一年法律第十一号）第四十七條に規定する永小作権の目的となつていた農地（同日以後適法に自作地となつた農地を除く。）

第四條に第三項及び第四項として次の二項を加える。

前條第一項の規定の適用については、農地を所有する者で自ら耕作の業務を営むもの又はその者の同居の親族若しくはその配偶者が耕作の業務を営むものが第二條第四項に規定する特別の事由以外の正当の事由に因つてその農地のある市町村の区域内に住所を有しなくなつた場合において、引き続きその者の配偶者又はその者と同居していた二親等内の血族が当該農地について耕作の業務を営んでおり、且つ、当該農地の所有者が当該農地の市町村の区域内に住所を有するに至る見込があると市町村農地委員会が認めるときは、その者は、当該市町村の区域内に住所を有するものとみなす。

市町村農地委員会は、前項の規定により当該市町村の区域内に住所を有するものとみなされる者を二年ごとに審査し、同項に該当するかどうかを決定しなければならない。

第十二條の二第三項の次に次の一項を加える。

第一項又は第二項の規定による地役権の設定は、その登記がなくても、当該承役地が電線路の施設の用に併せられている限り、その承役地の所有権を取得した者に対しこれをもつて対抗することができる。

第十五條第一項本文中「自作農となるべき者又は当該農地につき所有権その他の権利を有する者が」を「自作農となるべき者が同條の規定による農地の賃渡を受けた日から一箇年以内に」に、同條第二項中「前項を」を「第一項に」、同條第三項中「牧野にあつては、命令の定めるところにより」を「命令の定めるところにより、牧野にあつては」に改め、同條第二項として次の一項を加える。

政府は左の各号の一に該当する場合、前項の規定による宅地又は建物の買収をしない。

一 宅地につき賃借権、使用貸借による権利若しくは地上権を有する者又は建物につき賃借権を有する者並びにこれらの者の同居の親族及びその配偶者の主たる所得が農業以外の職業から得られている場合

二 宅地又は建物の所有者が近く自ら使用することを相当とする場合

三 宅地又は建物の位置、環境及び構造等により買収を不当とする場合

第四十條の二第四項中第二号以下を一号ずつ繰り下げ、第二号として次の一号を加える。

二 昭和二十三年七月十五日現在において、民法施行法第四十七條に規定する永小作権の目的となつていた牧野（同日以後適法に自作牧野となつた牧野を除く。）

第四十六條第二項中「前項を」を「第一項に」、「市町村農地委員会」を「都道府県知事、市町村長又は市町村農地委員会」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項に規定する国有財産については、省令で国有財産法の特例を定めることができる。

第五十條第一号中「第三十條の二第三項の下に」を「第三十七條第二項において準用する場合を含む。」を加え、同條第二号中「當該官吏を」を「當該官吏に」に改める。

政府は左の各号の一に該当する場合、前項の規定による宅地又は建物の買収をしない。

一 宅地につき賃借権、使用貸借による権利若しくは地上権を有する者又は建物につき賃借権を有する者並びにこれらの者の同居の親族及びその配偶者の主たる所得が農業以外の職業から得られている場合

二 宅地又は建物の所有者が近く自ら使用することを相当とする場合

三 宅地又は建物の位置、環境及び構造等により買収を不当とする場合

第四十條の二第四項中第二号以下を一号ずつ繰り下げ、第二号として次の一号を加える。

二 昭和二十三年七月十五日現在において、民法施行法第四十七條に規定する永小作権の目的となつていた牧野（同日以後適法に自作牧野となつた牧野を除く。）

第四十六條第二項中「前項を」を「第一項に」、「市町村農地委員会」を「都道府県知事、市町村長又は市町村農地委員会」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

前項に規定する国有財産については、省令で国有財産法の特例を定めることができる。

第五十條第一号中「第三十條の二第三項の下に」を「第三十七條第二項において準用する場合を含む。」を加え、同條第二号中「當該官吏を」を「當該官吏に」に改める。

第五十一條中「第二号又は第三号」を「第一号、第三号又は第四号」に改める。

第九條 前條中自作農創設特別措置法第四條第三項の改正規定は、同法第三條の規定による農地の買収でこの法律施行前に同法第六條第五項に規定する農地買収計画が公告されたものについては適用しない。

第十條 この法律施行前に自作農創設特別措置法第十六條の規定による農地の買渡を受けた者については、改正後の第十五條第一項の規定中「同條の規定による農地の買渡を受けた日から一箇年以内」とあるのは「この法律施行後一箇年以内」と読み替えるものとする。

第十一條 小作調停法（大正十三年法律第十八号）の一部を次のように改正する。

第五條中「市町村長及郡長」を「市町村農地委員會（當該土地ノ所在地ニ農地調整法第十七條ノ第二項ノ規定ニ依リ設置セラレタル地區農地委員會ノアルトキハ當該地區農地委員會以下同ジ）及市町村長」に改める。

第八條第三項中「市町村長及郡長」を「市町村農地委員會及市町村長」に改める。

第九條の次に次の一條を加える。

第九條ノ二 裁判所調停ノ申立ヲ受理シタルトキハ調停前當該爭議ノ目的タル土地ノ所在地ノ市町村農地委員會ヲシテ勸解ヲ爲サシムルコトヲ要ス但シ當該爭議ニ付既ニ市町村農地委員會ノ勸解ヲ經タ

ル場合其ノ他爭議ノ實情ニ鑑ミ市町村農地委員會ノ勸解ヲ不適當ト認ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條中「前條ノ規定ニ拘ラズ」を「何時ニテモ」に改める。

第十七條中「市町村長又ハ郡長」を「市町村農地委員會又ハ市町村長」に改める。

第十八條中「小作官、前條ノ市町村又ハ郡長」を「第十七條ノ市町村農地委員會又ハ市町村長」に改め、同條を第十八條ノ二とし、第十七條の次に次の一條を加える。

第十八條 裁判所調停ヲ爲サントスルトキハ小作官又ハ小作主事ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第十九條及び第二十條中「小作官」を「小作官又ハ小作主事」に改める。

第二十九條第一項中「調停ニ適當ナル者」を「都道府縣農地委員會ノ推薦シタル者其ノ他調停ニ適當ナル者」に改める。

第四十三條中「市町村長及郡長」を「市町村農地委員會及市町村長」に改める。

第十二條 市町村農地委員會及び都道府縣農地委員會の委員の任期等に関する特別に關する法律（昭和二十三年法律第二百七十三号）は、廢止する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。但し、第一條中、農地調整法第九條第三項の改正規定は、昭和二十五年一月一日から施行する。

○森國務大臣 農地調整法の一部を改正する等の法律案の提出理由を御説明いたします。

よりまして好成绩をもつて一段落いたしました。これにより農村は、九割以上が自作農となり、現下いるくんと困難な事情はございますが、ともかくも一應安定した基礎の上に農業経営を行つて行くことができるようになりまして、これは、まことに同慶に存する次第であります。

農地問題は、もとよりこれをもつてことごとく解決したとは言えませぬ。今後土地改良や農地の交換分合等に十分の努力を傾けなければならぬ。また、農地改革の成果を永久に確保いたしますために、農地調整法と自作農創設特別措置法の二つの法律を存置いたすことも必要であります。

今回の改正法律案は右二つの法律すなわち農地調整法及び自作農創設特別措置法の今後における運用を考えまして、農地改革後の新しい農村の姿に照して、これに適合するように、所要の修正を加えたいと存するのであります。

すなわちその第一点は、農地委員會の構成の問題であります。現行法では地主三、自作二、小作五という定数になつておりますが、農地改革後の農村の事情から見れば、これが妥当でないことはきわめて明らかであります。かりに現行法の通りとしますれば、全体の九割を占める自作農の代表が二名といふことになるわけでありまして、農地委員會の任期は、第四回國會において本年の六月三十日までとされましたので、近く第二回の總選舉を行わなければならないのであります。これに先立ちまして農地委員會の構成をせひと改めなければならぬのであります。農地委員會の新しい構成につきま

しては、種々の條件を考慮いたしましたし、慎重に研究いたしました結果、自作的な人が非常に多い現状にかんがみまして、これを六とし、ある程度農地を小作している人を二、ある程度農地を貸付している人を二としたのであります。

第二は不在地主の定義についての問題であります。改正案におきましては、農業を営んでいた者が他の職業につくためなどの事情によつて離村いたしましたとしても、その配偶者なり親子兄弟が依然として農業を続けており、かつ、本人も將來帰村する見込みがあります場合は、これを在村地主として処理いたしますこととし、もつて職業上の理由等により移轉に支障を與えないように取扱ひたいと思ふのであります。

今回の改正法律案の内容は以上二点の外農地移轉統制の基準の明確化、小作調停制度の改善等の内容を含んであります。御参考に供するためお手元に法律案の要綱をお配りいたしてありますので、詳細はそれによつてごらんいただくたいと存じます。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに可決あられんことをお願いいたします。

○小笠原委員長 これにて農地調整法の一部を改正する等の法律案の提案理由の説明を終りました。

○小笠原委員長 次に酪農業調整法を廢止する法律案を議題とし、その提案理由の説明を求めます。森農林大臣。

酪農業調整法を廢止する法律案
酪農業調整法を廢止する法律
酪農業調整法（昭和十四年法律第二十七号）は、廢止する。
2 製酪業組合の清算及び製酪業組

合に対する課税並びにこの法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、酪農業調整法は、この法律施行後でも、なおその効力を有する。

附則 この法律は、公布の日から施行する。

○森國務大臣 酪農業調整法を廢止する法律案の提出理由を説明いたします。

酪農業調整法は、牛乳生産者と製酪業者との取引関係、製酪業者相互の競争関係等を調整することを内容とするものであります。昭和十四年に制定されて以來わが國酪農の安定と発達に資するところがあつたのであります。が、同法第二條ないし第五條に關する牛乳の販賣統制、牛乳取引條件の許可、製酪企業の許可等についての統制規定は、行政廳がその権限を行う場合の基準が不明瞭で妥當を欠く点があり、また第六條ないし第十七條は、製酪業の統制團體である製酪業組合の組織に關する規定であります。同組合が昭和二十三年二月閉鎖機關に指定されたため、すでに空文となつておりますので、同法は廢止するを適當と認め、本案を提出する次第であります。

何とぞ十分御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたします。

○小笠原委員長 これにて酪農業調整法を廢止する法律案の提案理由の説明は終りました。

○小笠原委員長 次に油脂配給公團法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を求めます。森農林大臣。

油糧配給公團法の一部を改正する法律案

油糧配給公團法の一部を改正する法律

油糧配給公團法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「一千万円」を「一十五億一千万円」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○森岡務大臣 油糧配給公團法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

油糧配給公團の基本金は、設立当初一千万円とされ、現在にいたつておりますが、油糧の生産並びに輸入数量の増加、價格の値上り等の理由のために、取扱金額が大幅に増大し、貿易廳に對する輸入代金支拂いも円滑でなく、資金操作に困難を來たすようになつて参りました。ところが公團に對する復興金融金庫よりの金融も漸次引締められるようになりまして、ます／＼事業運営がきつ／＼になつておりますので、これを打開するために基本金を十五億円増額し十五億一千万円にすることとしたのであります。

この増加額の算定基礎としては、最近六箇月の油糧配給公團の貿易廳に對する油糧輸入代金の未拂額が月平均約十五億円程度でありますので、貿易廳に對する輸入代金の支拂を円滑にすることを目的として、この金額が算出されたものであり、またこれに對する財源としては、本年度予算に政府出資金として計上されております。

近く上提されることとなつておりますが、基本金の増額は急を要することであり、ます／＼と右と切り離して御審議願ひたいのであります。各委員におかれましては慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたします。

○小笠原委員長 これにて油糧配給公團法の一部を改正する法律案の提案理由の説明は終わりました。

土地改良法案
土地改良法

目次

- 第一章 総則（第一條—第四條）
- 第二章 土地改良事業
- 第一節 土地改良区の行方土地改良事業
- 第一款 土地改良区の設立（第五條—第十五條）
- 第二款 土地改良区の管理（第十六條—第四十五條）
- 第三款 土地改良区の事業
- 第一目 事業の施行（第四十六條—第五十七條）
- 第二目 権利関係の調整（第五十八條—第六十五條）
- 第四款 土地改良区の地区変更、解散及び合併（第六十六條—第七十六條）
- 第五款 土地改良区連合（第七十七條—第八十四條）
- 第二節 國又は都道府縣の行う土地改良事業（第八十五條—第九十四條）

第三節 農業協同組合の行う土地改良事業又は数人が共同して行う土地改良事業（第九十五條—第九十六條）

第三章 市町村農地委員會、土地改良区又は農業協同組合の行う交換分合（第九十七條—第一百十一條）

第四章 補則（第一百十二條—第一百三十條）

第五章 監監（第一百三十二條—第一百三十三條）

第六章 罰則（第一百三十七條—第一百四十五條）

附則

第一章 総則

（この法律の目的及び土地改良事業施行の要件）

第一條 この法律は、農業經營を合理化し、農業生産力を發展させるため、農地の改良、開發、保全及び集團化を行い、食糧その他農産物の生産の維持増進に寄與することを目的とする。

2 土地改良事業の施行に當つては、その事業は、國土資源の総合的な開發及び保全に資するものと國民經濟の發展に適合するものであり、且つ、土地利用、森林その他の資源の保全、開發に適切な考慮を拂つて政令で定める計画基準に準拠するものでなければならぬ。

（定義）

第二條 この法律において「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。

2 この法律において「土地改良事業」とは、この法律により行方左

に掲げる事業をいう。

一 かんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設の施設、管理、廢止又は変更

二 區画整理

三 開田又は開畑

四 埋立又は干拓

五 農地又はその保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧

六 農地に關する権利並びにその農地の利用上必要な土地に關する権利、農業用施設に關する権利及び水の使用に關する権利の交換分合

七 その他土地の農業上の利用を増進するに必要なる事業であつて省令で定めるもの

（土地改良事業に参加する資格）

第三條 土地改良事業に参加する資格を有する者は、その事業の施行に係る地域内にある土地について左の各号の一に該当する者とする。

一 所有権に基き耕作の業務の目的に供される農地については、その所有者

二 所有権以外の権原に基き耕作の業務の目的に供される農地については、省令の定めるところにより、市町村農地委員會に對しその所有者が当該土地改良事業に参加すべき旨の申出があつて市町村農地委員會がこれを承認した場合にあつては、その所有者

三 農地以外に土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び收益の目的に供されるものについては、その所有者

四 農地以外に土地であつて所有権以外の権原に基き使用及び收益の目的に供されるものについては、その権原に供し使用及び收益をする者が、省令の定めるところにより、その所有者の同意を得て市町村農地委員會に對し当該土地改良事業に参加すべき旨を申し出た場合にあつては、その者、その他の場合にあつては、その所有者

2 前項第二号の所有者及び権原に基き耕作の業務を営む者が、省令の定めるところにより、合意によつてその資格を交替すべき旨を市町村農地委員會に申し出、且つ、その申出が相當であつて市町村農地委員會がこれを承認したときは、その承認のあつた時にその資格が交替するものとする。同項第四号の所有者並びに権原に基き使用及び收益をする者が、省令の定めるところにより、合意によつてその資格を交替すべき旨を市町村農地委員會に申し出た場合も、また同様とする。

3 前二項の規定の適用については、貸貸人又は貸主が、疾病その他省令で定める事由によつて当該農地につき自ら耕作の業務を営むことができないため、貸貸借又は使用貸借により一時その農地を他人の耕作の業務の目的に供した場合において、市町村農地委員會が省令の定めるところにより、その貸貸人又は貸主が近く自ら耕作

の業務を営むものと認め、且つ、これを相当と認めるときは、その賃貸人又は貸主をその農地につき権原に基づき耕作の業務を営む者とみなす。

4 第一項の規定の適用については、自作農創設特別措置法(昭和二十一年法律第四十三号)第四十一条の二第一項の規定により土地を使用する者は、その土地が農地である場合にあつては、その農地につき所有権に基づき耕作の業務を営む者とみなし、その土地が農地以外の土地である場合にあつては、その土地の所有者とみなす。

5 第五十條第一項の規定により譲與する土地又は前項に規定する土地の所有者としての國には、第一項の規定を適用しない。

(公有水面の埋立の免許を受けた者に対する適用)

第四條 この法律の規定の適用については、公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)により埋立の免許を受けた者は、土地の所有者とみなす。

第二章 土地改良事業

第一節 土地改良区が行う土地改良事業

第一款 土地改良区の設立

(予備審査の申請)

第五條 第三條に規定する資格を有する十五人以上の者は、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域について土地改良区を設立することについての予備審査を都道府県知事に申請することができる。

2 前項の者は、同項の規定による申請をするには、あらかじめ、省令の定めるところにより、同項の一定の地域について行へべき土地改良事業(第二條第二項第六号に掲げるものを除く。以下、第十五條の場合を除いて、この章において同じ。)の計画の概要、定款作成の基本となるべき事項、第三條に規定する資格を有する者で土地改良事業計画及び定款の作成に当るべきものの選任方法その他必要な事項を公告して、その資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならぬ。

3 國有地又は國若しくは地方公共團體が公用若しくは公共の用に供している土地を含めて第一項の一定の地域を定めるには、その土地を管理する行政廳又は地方公共團體の承認がなければならない。

4 第一項の規定による申請をするには、その申請書に第二項の規定により公告した事項を記載した書面並びに前項の承認のあつたことを証する書面を添付しなければならない。

6 都道府県知事は、第二項の報告に基づき、前項の意見を参考して、前條第一項の規定による申請に係る土地改良区の設立の適否を決定し、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

(設立認可の申請)

第七條 第五條の規定により申請をした者は、前條第六項の規定により土地改良区の設立を適當とする旨の通知を受けたときは、省令の定めるところにより、土地改良事業計画、定款その他必要な事項を定め、都道府県知事にその申請に係る土地改良区の設立の認可を申請することができる。

2 前項の土地改良事業計画及び定款は、第五條第二項の規定により同意を得た選任方法によつて選任された者によつて、同條第一項の規定による申請に係る土地改良事業の計画の概要及び定款作成の基本となるべき事項を基いて作成されたものでなければならない。

3 第一項の規定により申請をする者は、土地改良事業計画及び定款を定めるため、都道府県に農地の改良、開発及び保全に關し専門的知識を有する技術者の援助を求めることができる。

4 都道府県は、正当の事由がある場合を除いて、前項の規定による請求を拒んではならない。

8 都道府県知事は、前條第一項の規定による申請があつたときは、当該土地改良事業計画及び定款につき詳細な審査を行つてその適否を決定し、その旨を当該申請人に通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の審査に當つては、省令の定めるところにより、農地の改良、開発及び保全に關し専門的知識を有する技術者が調査して提出する報告に基かなければならない。

3 前項の調査は、当該土地改良事業のすべての効用と費用とについての調査を含むものでなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の規定により当該申請を適當とする旨の認可により、第五條第一項の一

により当該申請を適當とする旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を公告し、二十日以上の相當の期間を定めてその決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写を縦覽に供しなければならない。

(異議の申立)

第九條 当該土地改良事業の利害關係人は、前條第四項の規定による公告に係る決定に対して異議があるときは、都道府県知事にこれを申し立てることができる。但し、同項に規定する縦覽期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による異議の申立を受けたときは、前條第二項に掲げる技術者の意見をきいて、同條第四項に規定する縦覽期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による決定が、第五條第一項の規定による申請に係る土地改良事業の計画の概要又は定款作成の基本となるべき事項に矛盾するものであるときは、第七條第一項の認可の申請を却下しなければならない。

(土地改良区の成立)

第十條 都道府県知事は、前條第一項の異議の申立がないとき、又は異議の申立があつた場合においてそのすべてについて同條第二項の規定による決定があつたときは、同條第三項の場合を除いて、土地改良区の設立の認可をしなければならない。

2 土地改良区は、前項の規定による認可により、第五條第一項の一

により当該申請を適當とする旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を公告し、二十日以上の相當の期間を定めてその決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写を縦覽に供しなければならない。

(異議の申立)

第九條 当該土地改良事業の利害關係人は、前條第四項の規定による公告に係る決定に対して異議があるときは、都道府県知事にこれを申し立てることができる。但し、同項に規定する縦覽期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による異議の申立を受けたときは、前條第二項に掲げる技術者の意見をきいて、同條第四項に規定する縦覽期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による決定が、第五條第一項の規定による申請に係る土地改良事業の計画の概要又は定款作成の基本となるべき事項に矛盾するものであるときは、第七條第一項の認可の申請を却下しなければならない。

(土地改良区の成立)

第十條 都道府県知事は、前條第一項の異議の申立がないとき、又は異議の申立があつた場合においてそのすべてについて同條第二項の規定による決定があつたときは、同條第三項の場合を除いて、土地改良区の設立の認可をしなければならない。

2 土地改良区は、前項の規定による認可により、第五條第一項の一

により当該申請を適當とする旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を公告し、二十日以上の相當の期間を定めてその決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写を縦覽に供しなければならない。

(異議の申立)

第九條 当該土地改良事業の利害關係人は、前條第四項の規定による公告に係る決定に対して異議があるときは、都道府県知事にこれを申し立てることができる。但し、同項に規定する縦覽期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

2 都道府県知事は、前項の規定による異議の申立を受けたときは、前條第二項に掲げる技術者の意見をきいて、同條第四項に規定する縦覽期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

3 都道府県知事は、前項の規定による決定が、第五條第一項の規定による申請に係る土地改良事業の計画の概要又は定款作成の基本となるべき事項に矛盾するものであるときは、第七條第一項の認可の申請を却下しなければならない。

(土地改良区の成立)

第十條 都道府県知事は、前條第一項の異議の申立がないとき、又は異議の申立があつた場合においてそのすべてについて同條第二項の規定による決定があつたときは、同條第三項の場合を除いて、土地改良区の設立の認可をしなければならない。

2 土地改良区は、前項の規定による認可により、第五條第一項の一

により当該申請を適當とする旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を公告し、二十日以上の相當の期間を定めてその決定に係る土地改良事業計画書及び定款の写を縦覽に供しなければならない。

(異議の申立)

第九條 当該土地改良事業の利害關係人は、前條第四項の規定による公告に係る決定に対して異議があるときは、都道府県知事にこれを申し立てることができる。但し、同項に規定する縦覽期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

定の地域を地区として成立する。
3 都道府県知事は、土地改良区が成立したときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4 土地改良区の成立は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて組合員その他の第三者に對抗することができない。

(組合員)
第十一條 土地改良区の地区内にある土地につき第三條に規定する資格を有する者は、その土地改良区の組合員とする。

(設立費用の負担)
第十二條 土地改良区の設立に関する費用は、その土地改良区の負担とする。但し、土地改良区が成立しなかつた場合には、その費用は、その設立を申請した者の負担とする。

(土地改良区の法人格)
第十三條 土地改良区は、法人とする。

(名称独占)
第十四條 土地改良区は、その名称中に土地改良区という文字を用いなければならない。
2 土地改良区でないものは、その名称中に土地改良区という文字を用いてはならない。

(土地改良区の事業)
第十五條 土地改良区は、その地区内の土地改良事業を行うものとする。

2 土地改良区は、前項の土地改良事業に附帯する事業を行うことができる。

第二款 土地改良区の管理
(定款)

第十六條 土地改良区の定款には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称及び認可番号
二 地区
三 事業
四 事務所の所在地
五 経費の分担に関する事項
六 役員の数、任期、職務の分担及び選任に関する事項
七 事業年度
八 公告の方法

2 事業年度については、省令で定める。
(規約)
第十七條 左に掲げる事項は、定款で定めなければならない事項を除いて、規約で定めることができる。

一 総会又は総代会に関する事項
二 業務の執行及び会計に関する事項
三 役員に関する事項
四 組合員に関する事項
五 その他必要な事項
(役員の数)
第十八條 土地改良区に役員として、理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上の偶数とする。
3 理事及び半数の監事は、定款の定めるところにより、組合員のうちから総会で選挙し、他の半数の監事は、都道府県知事が任命する。但し、土地改良区設立当時の理事及び選挙によるべき監事は、第五條第一項の申請人及び同條第二項の同意者のうちから申請人が

選任する。
4 役員を選挙は、無記名投票によつて行う。
5 理事及び選挙による監事の任期は、一年とする。但し、定款で二年以内において別段の期間を定めるときは、その期間とする。
6 設立当時の理事及び選挙によるべき監事の任期は、前項の規定にかかわらず、第一回の総会までとする。
7 補欠員は、その前任者の残任期間在任する。
8 理事又は選挙による監事は、その任期に満了しても、後任の理事又は監事が就任するまでの間は、なおその職務を行う。
9 土地改良区、理事の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならない。
10 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なくこれを公告しなければならない。
11 土地改良区は、前項の規定による公告があるまでは、理事の代表権をもつて第三者(組合員を除く)に對抗することができない。

(兼職禁止)
第二十條 理事、監事及び使用人は、相兼ねてはならない。

(監事の組合代表権)
第二十一條 土地改良区と理事との契約又は争訟については、監事が土地改良区を代表する。

(総会の組織)
第二十二條 土地改良区の総会は、総組合員で組織する。

(総代会)
第二十三條 組合員数が五百人を超え土地改良区は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

2 総代の定数は、定款で定める。但し、組合員数が五百人以上千人未満の土地改良区にあつては、五十人以上、千人以上一万人未満の土地改良区にあつては、百人以上、一万人以上の土地改良区にあつては、二百人以上でなければならない。

3 総代は、組合員で年齢二十五年以上のもの(禁治産者、準禁治産者及び禁こ以上の刑に処せられて執行中の者を除く)のうちから、組合員が選挙する。
4 前項の規定による選挙は、政令の定めるところにより、都道府県又は市町村の選挙管理委員会の管理のもとに、直接、平等及び秘密の原則によつて行うものとする。
5 第三項の規定による選挙に要する費用は、当該土地改良区の負担とする。

6 総代の任期は、四年とする。但し、補欠総代は、前任者の残任期間在任する。

7 総代は、その任期が満了しても、後任の総代が就任するまでの間は、なおその職務を行う。

8 総代が被選挙権を有しない者であるときは、その職を失う。この場合においては、被選挙権の有無は、総代会で決定する。

9 総代会には、総会に関する規定を準用する。

(総代の解職の請求)
第二十四條 組合員は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から理由を記載した書面を提出して、都道府県又は市町村の選挙管理委員会に対し、総代の解職を請求することができる。

2 前項の規定による請求があつたときは、都道府県又は市町村の選挙管理委員会は、直ちに請求の要旨を公表し、これを組合員の投票に付さなければならない。

3 総代は、前項の規定による解職の投票において、過半数の同意があつたときは、その職を失う。
4 政令で特別の定をするものを除く外、前條第三項から第五項までの規定は、第二項の規定による解職の投票に準用する。

(総会の招集)
第二十五條 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。
2 理事は、必要と認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

第二十六條 組合員が、総組合員の五分の一以上の同意を得、会議の目的たる事項及び招集の理由を記

載した書面を土地改良区に提出して総会（総代会が設けられている場合には、総代会）の招集を請求したときは、理事は、その請求があつた日から二十日以内に総会を招集しなければならない。

（監事による会議の招集）

第二十七條 理事の職務を行う者が不在とき、又は前條の規定による請求があつた場合において理事が正当の事由がないのに総会招集の手続をしないときには、監事がこれを招集しなければならない。

（会議招集の通知）

第二十八條 総会を招集するには、その会日から五日前までに、会議の日時、場所及び目的を各組合員に通知しなければならない。但し、急務を要する場合に於ては、その会日から三日前までに通知すればよい。

（関係書簿の備付）

第二十九條 理事は、定款、規約、事業に関する書類、組合員名簿、土地原簿及び議事録を主たる事務所に備え、且つ、これらを保存しなければならない。

2 前項の組合員名簿及び土地原簿には、省令で定める事項を記載しなければならない。

3 組合員その他当該土地改良区の事業に利害関係のある者から第一項に掲げる書簿の閲覧の請求があつた場合には、理事は、正当の事由がある場合を除いて、これを拒んではならない。

（総会の議決事項）

第三十條 左に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- 一 定款の変更
- 二 規約の設定、変更又は廃止
- 三 起債又は借入金金の借入並びにそれらの方法、利率及び償還の方法
- 四 経費の收支予算
- 五 予算をもつて定めたものを除く外、土地改良区の負担となるべき契約
- 六 賦課金及び夫役現品の賦課徴収の方法
- 七 事業報告書、收支決算書及び財産目録の承認
- 八 第七十七條第二項又は第八十一條の規定により協議して定める事項
- 九 第九十三條第一項の規定による申出
- 十 第九十七條第四項の意見の決定
- 2 定款の変更は、都道府県知事の認可を受けなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。
- 4 定款の変更は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者（組合員を除く）に對抗することができない。
- （議決権及び選挙権）
- 第三十一條 組合員は、各一個の議決権並びに役員及び総代の選挙権を有する。
- 2 組合員は、第二十八條の規定による通知があつた事項について、書面又は代理人をもつて議決権又は選挙権を行うことができる。
- 3 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、出席者とみなす。

- 4 代理人は、組合員でなければならない。
- 5 代理人は、二人以上の組合員を代理することができない。
- 6 代理人は、代理権を証する書面を土地改良区に提出しなければならない。
- （総会の議決方法等）
- 第三十二條 総会の議事は、この法律、定款又は規約に特別の定めがある場合を除いて、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 2 議長は、総会で選任する。
- 3 議長は、組合員として総会の議決に加わる権利を有しない。
- （重要事項の議決方法）
- 第三十三條 左に掲げる事項に関する総会の議事は、総組合員の三分の二以上が出席し、その議決権の三分の二以上で決する。
- 一 定款の変更
- 二 土地改良事業計画の設定又は変更
- 三 解散又は合併
- （決議事項の制限）
- 第三十四條 総会においては、第二十八條の規定によつてあらかじめ通知をした事項についてのみ決議をすることができ、但し、定款に別段の定めがある場合には、この限りでない。
- （民法の準用）
- 第三十五條 土地改良区には、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四條第一項（法人の不法行為能力）、第五十條（法人の住所）、第五十四條（代表権の制限）、第五十

- 五條（代表権の委任）及び第六十六條（表決権のない場合の規定を準用する。）
- （経費の賦課）
- 第三十六條 土地改良区は、定款の定めるところにより、その事業に要する経費（第九十條第三項又は第九十一條後段の規定により徴収される金銭を含む。）に充てたるため、その地区内にある土地につき、その組合員に対し金銭、夫役又は現品を賦課徴収することができる。
- 2 前項の規定による賦課に當つては、当該事業によつて当該土地が受ける利益を勘案しなければならない。
- 3 土地改良区は、その地区を変更する場合において、新たに編入される土地があるときは、第一項に規定するものの外、その土地について加入金を徴収することができる。
- 4 組合員は、第一項の規定により賦課された金銭、夫役若しくは現品又は前項の加入金の徴収については、相殺をもつて対抗することができない。
- 5 夫役又は現品は、金銭に算出して賦課しなければならない。
- 6 夫役又は現品は、金銭で代えることができる。
- 7 土地改良事業の施行に關し第一項の規定により賦課される夫役は、労働の基準又は賃金に関する法令の趣旨に沿うものでなければならぬ。
- （過怠金）
- 第三十七條 土地改良区は、定款の

- 定めるところにより、組合員に対して過怠金を課することができる。
- （賦課金等の徴収の委任）
- 第三十八條 土地改良区は、政令の定めるところにより、市町村に対し、第三十六條第一項又は第三項の規定により徴収すべき金銭（第四十二條第二項の規定による決済により徴収すべき金銭を含む。）、前條の過怠金又は換地計画若しくは交換分合計画において定める清算金の徴収を委任することができる。
- （賦課金等の徴収）
- 第三十九條 第三十六條第一項若しくは第三項の規定により支拂うべき金銭（第四十二條第二項の規定による決済により支拂うべき金銭を含む。）、若しくはその延滞利息、第三十七條の過怠金又は換地計画若しくは交換分合計画において定める清算金を滞納する者がある場合、又は夫役現品の賦課を受けた者が定期内にその履行をせず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、市町村は、土地改良区の請求により地方税の滞納処分例によつてこれを処分する。この場合には、土地改良区は、その徴収金額の百分の四を市町村に税の滞納処分例により都道府県知事の認可を受けて、その処分をすることができ、
- 2 前二項の規定による徴収金の先取特権の順位は、市町村税に次ぐもその時効については、市町村税の例による。
- （区債及び借入金）

第四十條 土地改良区は、その事業を行うため必要がある場合には、区債を起し、又は借入金金の借入をすることが出来る。

2 國又はその出資する金融機関は、前項の区債を引き受け、又は同項の借入金金を貸し付けることができる。

(定款の変更等の制限)

第四十一條 土地改良区は、区債又は借入金がある場合には、その債権者の同意がなければ、その地区を縮小し、債務の分担に関する定款を変更し、その事業を廃止し、又は解散若しくは合併をしてはならない。

2 前項の債権者は、正当の事由がある場合を除いて、前項の同意を拒むことが出来ない。

3 土地改良区が債権者の同意を得ないで第一項に規定する行為をしたときは、その債権者は、都道府県知事に異議を申し立てることが出来る。但し、その行為の認可に係る公告があつた日から二十日を経過したときは、この限りでない。

4 都道府県知事は、前項の規定による申立を受けたときは、同項に規定する申立期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

(権利義務の承継及び決済)

第四十二條 土地改良区の組合員が組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合には、その者がその土地の全部又は一部について有するその土地改良区のもの

業に関する権利義務は、その土地の全部若しくは一部についての権利の承継又は第三條第二項の規定による交替によつてその土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得した者に移轉する。

2 土地改良区の組合員が、組合員たる資格に係る権利の目的たる土地の全部又は一部についてその資格を喪失した場合において、前項の規定により権利義務の移轉を受けるべき者がいないときは、その者及び土地改良区は、その土地の全部又は一部につきその者の有するその土地改良区のものに関する権利義務について必要な決済をしなければならない。

(組合員の資格喪失の通知義務)

第四十三條 土地改良区の地区内の土地の全部又は一部について組合員たる資格を取得し、又は喪失した者がある場合には、その者は、その旨をその土地改良区に通知しなければならない。

2 前項の当事者は、同項の規定による通知があるまでは、当該資格の得喪をもつて第三者に対抗することが出来ない。

(共有者等の代表)

第四十四條 土地改良区の地区内の同一の土地について、権原に基き使用し若しくは収益する者が二人以上あり、又は共有者がある場合において、これらの者が組合員であるときは、これらの者は、土地改良区の組合員としての行為(議決権及び選挙権の行使を除く)をさせるために、そのうちの一人を代表者とし、その旨をその土地改良

良区に通知しなければならない。但し、これらの者のみを組合員とする土地改良区については、この限りでない。

2 前項の代表者の権限に加えた制限は、これをもつて第三者に対抗することが出来ない。

3 第一項に規定する委任の終了は、当該土地改良区にその旨の通知があるまでは、これをもつて善意の第三者に対抗することが出来ない。

4 第一項に規定する者が同項の手続をしない場合には、当該土地改良区の組合員としてのこれらの者に対してする行為は、そのうちの一人に対してすればよい。

(組合員に対する通知又は催告)

第四十五條 土地改良区が組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその住所(その者が別に通知又は催告を受ける場所をその土地改良区に通知した場合には、その場所)にあてればよい。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

第三款 土地改良区のもの

第一目 事業の施行

(税務署長に対する申告と工事の着手及び完了の届出)

第四十六條 土地改良区は、土地改良事業の工事に着手する前に、所轄税務署長に省令で定める事項を申告しなければならない。

2 土地改良区は、土地改良事業の施行に係る地域内に一筆の土地の

一部が編入されている場合には、前項の規定による申告とともに、分筆の手続をしなければならない。

3 土地改良区は、土地改良事業の工事に着手し、又はその工事を完了したときは、遅滞なくその旨を都道府県知事及び所轄税務署長に届け出なければならない。

(工事に必要な援助請求)

第四十七條 土地改良区は、土地改良事業の工事につき第七條第三項に掲げる技術吏員の必要な援助を求めることができる。

2 前項の場合には、第七條第四項の規定を準用する。

(土地改良事業計画の変更等)

第四十八條 土地改良区は、土地改良事業計画を変更し、土地改良事業を廃止し、又は新たな土地改良事業を行おうとする場合には、省令の定めるところにより、総会の議決を経て必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 新たな土地改良事業を行い、若しくはその土地改良事業を廃止し、又はその土地改良事業に係る土地改良事業計画を変更しようとする場合には、その土地改良事業の施行に係る土地についての組合員で組織する会議の議決を経なければならないものとし、その申請書に、その議決のあつたことを証する書面を添附しなければならない。

3 前項の会議の議事は、同項の者が三分の二以上出席し、その議決

権の三分の二以上で決する。

4 第二項の会議には、第二十七條、第二十八條、第三十一條、第三十二條第二項及び第三項並びに第三十四條の規定を準用する。

5 第一項の場合には、第七條第三項及び第四項、第八條、第九條並びに第十條第一項の規定を準用する。

6 第一項の認可に係る事項が当該土地改良事業の利害関係人の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかである場合において、都道府県知事が適当と認めたときは、新たな土地改良事業を行おうとする場合を除いて、前項において準用する第八條第四項及び第九條に規定する手続を省略してよい。

7 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

8 土地改良事業計画の変更、土地改良事業の廃止又は新たな土地改良事業の計画の決定は、前項の決定による公告があるまでは、これをもつて第三者(組合員を除く)に対抗することが出来ない。

(急施の場合)

第四十九條 災害のため急速に第二條第二項第五号の土地改良事業を新たに行ふ必要がある場合には、土地改良区は、前條の規定にかかわらず、総会の議決を経て緊急工事計画を定め、都道府県知事の認可を受けてその事業を行うことができる。

(國有地の譲與又は國有地への編入)

第五十條 國有地は、土地改良事業の施行に係る地域内に一筆の土地の

第五十條 土地改良事業の施行により道路、かんがい排水路、ため池、堤等の全部又は一部を廃止した結果不利用となつた國有地がある場合には、省令の定めるところにより、これを無償で土地改良区又はその地区内にある土地の所有者に譲與する。

2 土地改良事業の施行により生じた道路、かんがい排水路、ため池、堤等で前項の廃止したものに代るべきものは、無償で國有地に編入する。

(一時利用地の指定)

第五十一條 土地改良区は、土地改良事業の工事が完了する以前において、必要がある場合には、規約の定めるところにより、従前の土地に代るべき一時利用地及びその使用開始の日を指定することができ。

2 前項の一時利用地は、従前の土地の地目、地積、土性、水利、傾斜、温度等を標準として定めなければならない。

3 土地改良区は、第一項の規定による指定をしたときは、一時利用地及び従前の土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有する者にその旨を通知しなければならない。

4 従前の土地につき権原に基き使用又は収益をすることのできる者は、第一項の使用開始の日から第五十二條第八項の規定による公告があるまで、一時利用地の全部又は一部を、その性質によつて定まる用方に従い、その権原に基いて、

従前の土地についての使用又は収益と同一の條件により、使用し、又は収益をすることができ。

5 前項の場合には、同項の者は、従前の土地については、その土地に關しその者の有する権利の内容たる使用又は収益をすることができない。

6 一時利用地につき第三項の権利を有する者は、同項の規定による通知を受けたときは、第一項の使用開始の日から第五十二條第八項の規定による公告があるまで、その一時利用地の使用又は収益をすることができない。

7 土地改良区は、第一項の規定による指定によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8 土地改良区は、第一項の規定による指定によつて利益を受ける者から、その利益に相当する金銭を徴収することができ。

(換地計画)

第五十二條 土地改良区は、土地改良事業の工事が完了した場合において、事業の性質上必要があるときは、遲滞なく、換地計画を定め、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

2 前項の換地計画は、耕作者の農業経営の合理化に資するように定めなければならない。

3 第一項の換地計画を定めるには、その計画に係る土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有するすべての者が組織する會議の議決を経なければならない。

4 前項の會議の議事は、同項の者

が三分の二以上出席し、その議決権の三分の二以上で決する。

5 第三項の會議には、第二十七條、第二十八條、第三十一條、第三十二條第二項及び第三項並びに第三十四條の規定を準用する。

6 第一項の認可を申請するには、その申請書に關係市町村農地委員會の同意書を添附しなければならない。但し、同意を求めた日から六十日以内にその同意を得られない場合には、その事由を記載した書面を添附すればよい。

7 前項但書の場合において第一項の認可をしようとするときは、都道府縣知事は、關係市町村農地委員會の意見をきかなければならない。

8 都道府縣知事は、第二項の認可をしたときは、遲滞なく、その旨を公告し、且つ、公告の旨を管轄登記所に通知しなければならない。

第五十三條 換地計画においては、従前の土地に照應する換地を定めなければならない。

2 前項の換地は、従前の土地の地目、地積、土性、水利、傾斜、温度等を標準として定めなければならない。

3 耕作者の農業経営を合理化するため特別の必要がある場合には、前項の規定によらないで換地を定めることができる。但し、あらかじめ、規約にその旨を定めてあり、且つ、定めるべき当該換地に照應する従前の土地について前條第三項に掲げる権利を有する者の同意を得た場合に限る。

4 前二項の場合において、地目、地積、土性、水利、傾斜、温度等を総合的に勘案して相殺することができない部分がある場合には、金銭による清算をするものとし、その額並びに支拂の方法及び時期を定めなければならない。

5 従前の土地の全部又は一部について所有権以外の権利又は処分の制限がある場合には、これに照應する換地は、その権利又は処分の制限の目的たる土地又はその部分を指定して定めなければならない。

6 換地は、一筆の土地の区域が二以上の市町村、大字又は字にわたるよう定めなければならない。

(換地処分の効果及び清算金)
第五十四條 第五十二條第八項の規定による公告があつた換地計画に定める換地は、第六十三條第一項に規定する場合を除いて、その公告があつたときから従前の土地とみなす。

2 前項の規定は、行政上又は裁判上の処分従前の土地に專屬するものについては、影響を及ぼさない。

3 第五十二條第八項の規定による公告があつたときは、土地改良区は、その公告があつた換地計画の定めるところに従い清算金を支拂わなければならない。

4 前項の場合には、土地改良区は、当該換地計画の定めるところに従い清算金を徴収することができ。

(換地処分による登記)
第五十五條 第五十二條第一項の認

可があつたときは、土地改良区は、遲滞なく当該換地計画に係る既登記の土地及び建物について登記を申請しなければならない。

(土地改良区の協議請求)

第五十六條 土地改良区は、かんがい排水施設の新設、管理、廃止又は変更を行う者に対して、水を農業上合理的に利用するため必要な事項につき協議を求めることができ。

2 前項の規定による協議をすることができない場合、又は協議がとれない場合には、当該土地改良区は、都道府縣知事に裁定を申請することができる。

3 前項の裁定をする場合には、第六條第二項の規定を準用する。

4 第二項の裁定があつたときは、当事者は、その裁定の定めるところに従い協定しなければならない。

(施設の管理)

第五十七條 土地改良区は、土地改良事業の工事が完了した場合においてその事業によつて生じたかんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設があるときは、その施設を管理しなければならない。この場合には、その旨を定款に記載しなければならない。

第二目 権利関係の調整

(組合員の使用収益権)
第五十八條 組合員は、その者が地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利に基き使用し、又は収益している土地につき

土地改良事業の成果を公正に享受するため、地上権、永小作権若しくは質権を設定する契約又は質賃借契約若しくは使用貸借契約の変更に関し、その契約の相手方に対して協議を求めることができる。

(償還すべき有益費)

第五十九條 土地改良事業に費されたる有益費を民法の規定により償還する場合に、償還すべき額は、同法第九十六條第二項本文の規定にかかわらず、増償額とする。

(組合員でない者の地代等の減額又は拂戻の請求)

第六十條 土地改良事業によつて地上権、永小作権、地役権又は質賃借権の目的である土地の利用を妨げられるに至つた場合には、その土地(地役権者の場合にあつては、当該承役地)に關し組合員でない地上権者、永小作権者、地役権者又は質賃借人は、地代、小作料、地役の対償若しくは質賃料の相当の減額又は前拂した地代、小作料、地役の対償若しくは質賃料の相当の拂戻を請求することができる。

(組合員でない者の権利の放棄等)

第六十一條 土地改良事業によつて地上権、永小作権若しくは地役権を設定し、又は賃借し、若しくは使用借した目的を達することができなくなつた場合には、当該土地(地役権者の場合にあつては、当該承役地)に關し組合員でない地上権者、永小作権者、地役権者、質賃借人又は借主は、その権利を放棄し、又は契約を解除することができる。

2 前項の規定により放棄又は解除

第二類第十一号 農林委員会議録

をする場合において、同項に掲げる者(地役権者を除く。)が当該土地を質貸し、又は使用貸ししているときは、その者は、質賃借人又は借主の同意を得なければならない。同項に掲げる地役権者が当該要役地につき地上権若しくは永小作権を設定し、又はその土地を質貸し、若しくは使用貸ししているときもまた同様とする。

3 第一項の場合には、同項に掲げる者は、当該事業を行う土地改良区に對して、その目的を達することができなくなつたことによつて生じた損失の補償を請求することができる。但し、その土地改良区は、規約の定めるところにより、当該土地(地役権者の場合にあつては、当該承役地)に關してその組合員である者に対して、求償することができる。

(組合員の地代等の増額請求)

第六十二條 土地改良事業によつて地上権、永小作権、地役権又は質賃借権の目的たる土地の利用を増した場合には、その土地に關し組合員である所有者又は質賃借人は、地代、小作料、地役の対償又は質賃料の相当の増額を請求することができる。

2 前項の請求があつたときは、同項に掲げる権利を有する者は、その権利を放棄し、又は契約を解除して、その義務を免れることができる。

(地役権の効力)

第六十三條 換地計画に係る土地の上に存する地役権は、第五十二條第八項の規定による公告があつた後でも、なお従前の土地の上に存する。

2 土地改良事業によつて行使する利益を受ける必要がなくなつた地役権は、消滅する。

3 土地改良事業によつて従前と同一の利益を受けることができなくなつた地役権者は、その利益を保存する範囲内において、地役権の設定を請求することができる。但し、第六十條の規定による請求に基く地役の対償の減額があつた場合には、この限りでない。

(請求の期限)

第六十四條 第五十二條第八項の規定による公告があつた日から三十日を経過したときは、第六十二條第二項の場合を除いて、前四條の規定による質賃借の解除、地上権若しくは永小作権の放棄、地役権の放棄若しくは設定又は質賃借料、地代、小作料若しくは地役の対償の減額、拂戻若しくは増額の請求をすることができない。

(農地調整法の適用)

第六十五條 第五十八條から前條までの規定は、農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)の適用を妨げない。

第四款 土地改良区の地区変更、解散及び合併

(地区変更)

第六十六條 土地改良区は、地区の変更についての定款の変更の認可を申請しようとする場合において、新たに地区に編入すべき土地があるときは、定款及び土地改良事業計画を公告して、編入すべき土地につき第三條に規定する資格

を有する者の三分の二以上の同意を得なければならない。

2 地区内にある土地が、その土地改良区の事業により利益を受けないことが明らかになつた場合において、その土地についての組合員の申出があるときは、その土地改良区は、その土地をその地区から除かなければならない。

(解散)

第六十七條 土地改良区は、左に掲げる事由によつて解散する。

一 総会の議決

二 第三百三十五條の規定による解散を命ずる裁判

三 合併

2 総会の議決による解散は、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

3 土地改良区が第一項第一号又は第二号に掲げる事由によつて解散したときは、都道府縣知事は、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4 土地改良区の解散は、前項の規定による公告があるまでは、これをもつて第三者(組合員を除く。)に對抗することができない。

(清算人)

第六十八條 土地改良区が解散したときは、合併によつて解散した場合を除いて、理事が清算人となる。但し、総会で他の者を選任した場合に、この限りでない。

(清算人の財産調査義務)

第六十九條 清算人は、就職の後、遅滞なく、土地改良区の財産の現況を調査し、財産目録を作り、財産処分の方法を定め、これを総会

に提出してその承認を求めなければならない。

(残余財産処分の制限)

第七十條 清算人は、土地改良区の債務を弁済した後でなければ、その残余財産を処分することができない。

(清算人の決算報告義務)

第七十一條 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく、決算報告書を作り、これを総会に提出してその承認を求めなければならない。

(合併の議決)

第七十二條 土地改良区は、合併をしようとする場合には、総会においてその旨を議決しなければならない。

(吸収合併)

第七十三條 合併をする土地改良区の一つが合併後存続する場合には、その土地改良区は、関係各土地改良区の合併の議決書を添附して第三十條第二項の規定による定款の変更の認可を申請しなければならない。

2 都道府縣知事は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、合併後存続する土地改良区については、第三十條第三項の規定による公告、合併によつて消滅する土地改良区については、解散の公告をしなければならない。

3 第一項に規定する合併は、前項の公告があるまでは、これをもつて第三者(当該関係土地改良区の組合員を除く。)に對抗することができない。

(新設合併)

第七十四條 合併をする土地改良区の一つが合併後存続する土地改良区については、第三十條第三項の規定による公告、合併によつて消滅する土地改良区については、解散の公告をしなければならない。

第七十四條 合併によつて土地改良区を設立しようとする場合には、関係各土地改良区の総会で組合員のうちから選定した者が第五條の申請人となり、設立に必要な行爲をしなければならぬ。

2 前項の場合において、第五條第一項の規定による申請をするには、関係各土地改良区の合併の議決書を添附しなければならない。

3 第一項の場合において、都道府県知事は、第十條第一項の認可をしたときは、遅滞なく、合併によつて消滅する土地改良区については、解散の公告、合併によつて設立した土地改良区については、同條第三項の規定による公告をしなければならない。

4 第一項に規定する合併は、前項の公告があるまでは、これをもつて第三者(当該関係土地改良区の組合員を除く)に対抗することができない。

(合併による権利義務の承継)

第七十五條 合併後存続する土地改良区又は合併によつて成立した土地改良区は、合併によつて消滅した土地改良区の権利義務(その土地改良区がその行事業業に關し、行政廳の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む)を承継する。

(民法及び非訟事件手続法の準用)

第七十六條 土地改良区の解散及び清算には、民法第七十三條(清算法人)、第七十五條(裁判所による清算人の選任)、第七十六條(清算人の解任)、第七十八條から第八十條まで(清算人の職務権限、債權

申出の公告及び催告、期間後に申し出た債權)、第八十二條(解散、清算の監督)及び第八十三條(清算終了の届出)並びに非訟事件手続法明治三十一年法律第十四号)第三十五條第二項(法人の解散、清算の監督の管轄)、第三十六條(検査人の選任)、第三十七條(二裁判所の選任した清算人・検査人の報酬)、第三十五條ノ二十五第二項及び第三項(裁判所の監督上の調査等)、第三十六條(清算事件の管轄)、第三十七條(清算人の選任・解任の裁判)及び第三十八條(清算人不適格者の規定を準用する)。

第五款 土地改良区連合

(設立)
第七十七條 土地改良区は、その事業の一部を共同して行つため、土地改良区連合を設立することができる。

2 土地改良区は、土地改良区連合を設立しようとする場合には、省令の定めるところにより、定款、土地改良事業計画その他必要な事項を協議して定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

(名称独占)

第七十八條 土地改良区連合は、その名称中に土地改良区連合という文字を用いなければならない。

2 土地改良区連合でないものは、その名称中に土地改良区連合という文字を用いてはならない。

(定款)

第七十九條 土地改良区連合の定款には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一 名称及び認可番号

二 所属土地改良区

三 事業

四 事務所の所在地

五 経費の分担に關する事項

六 役員の数、任期、職務の分担及び選任に關する事項

七 議員に關する事項

八 事業年度

九 公告の方法

2 事業年度については、省令で定める。

(総会の組織)

第八十條 土地改良区連合の總會は、定款の定めるところにより、所属土地改良区がその組合員のうちから選出する議員で組織する。

2 土地改良区連合は、總代会を設けることができる。

(所属土地改良区の増減)

第八十一條 土地改良区連合は、その所属土地改良区の数を増減しようとする場合には、関係土地改良区の協議によつて、省令の定めるところにより、定款、土地改良事業計画その他必要な事項を定め、都道府県知事の認可を受けなければならない。

(役員)

第八十二條 理事は、定款の定めるところにより、議員のうちから總會で選定する。

(合併の禁止)

第八十三條 土地改良区連合は、合併をすることができない。

(土地改良区に關する規定の準用)

第八十四條 土地改良区連合については、この法律に特別の定めのある場合を除いて、土地改良区に關する規定を準用する。

第二節 國又は都道府縣の行つ土地改良事業

(申請)
第八十五條 第三條に規定する資格を有する十五人以上の者は、政令の定めるところにより、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、その地域について國又は都道府縣が土地改良事業を行ふべきことを、國の行ふべきもの(以下「國營土地改良事業」という。)にあつては農林大臣に都道府縣が行ふべきもの(以下「都道府縣營土地改良事業」という。)にあつては、都道府縣知事に、それぞれ申請することができる。

2 前項の者は、同項の規定による申請をするには、あらかじめ、省令の定めるところにより、同項の一定の地域について行ふべき土地改良事業の計画の概要その他必要な事項を公告して、その地域内に於ける土地について第三條に規定する資格を有する者の三分の二以上の同意を得なければならない。

3 第一項の規定による申請をするには、その申請書に前項の規定により公告した事項を記載した書面及び同意があつたことを証する書面並びに当該地域につき、土地改良区又は土地改良区連合を設立すべきことを記載した書面を添附し、これを関係都道府縣知事に提出しなければならない。

(申請の予備審査)

第八十六條 前條の規定による申請があつた場合には、都道府縣知事は(その申請に係る國營土地改良事業の地域が二以上の都府縣の区域にわたる場合にあつては、当該關係都府縣の知事がその協議により、その申請に係る事項につき予備審査を行ふなければならない。)

2 前項の場合には、第六條第二項から第六項までの規定を準用する。

3 都道府縣知事又は当該關係都府縣知事は、農林大臣に対する申請に係る事項につき前項において準用する第六條第六項の規定により適當とする旨の決定をしたときは、遅滞なく、その申請に係る書類を添附して、その旨を農林大臣に進達しなければならない。

(國營土地改良事業計画及び都道府縣營土地改良事業計画)

第八十七條 農林大臣が前條第三項の規定による進達があつた場合においてその進達に係る事項を相当と認めるとき、又は都道府縣知事が同條第一項の規定により適當とする旨の決定をしたときは、農林大臣又は都道府縣知事は、それぞれ、その進達又は決定に係る國營土地改良事業又は都道府縣營土地改良事業を行つため、その計画を定めなければならない。

2 前項の場合には、前條第二項及び第三項の規定を準用する。

3 農林大臣又は都道府縣知事は、第一項の規定により土地改良事業計画を定めたときは、その旨を公告し、二十日以上の上の期間を定めて当該土地改良事業計画書の写を縦覧に供しなければならない。

4 当該事業の利害關係人は、当該

土地改良事業計画に対して異議があるときは、それぞれ、農林大臣又は都道府県知事はこれを申し立てることができる。但し、前項に規定する縦覧期間満了後十日を経過したときは、この限りでない。

5 農林大臣又は都道府県知事は、前項の規定による申立を受けたときは、第三項に規定する縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

6 國又は都道府県は、第四項の異議の申立がないとき、又は異議の申立があつた場合においてそのすべてについて前項の規定による決定があつたときでなければ、当該土地改良事業計画による工事に着手してはならない。

7 農林大臣又は都道府県知事は、前條の規定による進達又は決定がない場合においても、自作農創設特別措置法第四十一條第一項に掲げる土地についての第二條第二項第三号に掲げる事業又は同項第四号に掲げる事業を行うため、國営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業の計画を定めることができる。この場合には、第三項から前項までの規定は適用しない。

(急施の場合)

8 前二項の場合において、第八十八條の規定による國営土地改良事業に係る負担金については、都道府県は、その徴収を受けるべき者の同意を得なければならない。

5 第二項又は第三項の処分を受けた者は、その処分について異議があるときは、前項に規定する場合を除いて、都道府県知事にこれを申し立てることができる。但し、その処分を受けた日から二十日を

(工事の委任)

第八十九條 農林大臣は、政令の定

めるところにより、國営土地改良事業の工事の一部を都道府県知事に任せさせることができる。

(國営事業の負担金)

第九十條 國は、政令の定めるところにより、國営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部をその区域内に包括する都道府県に、その事業に要する費用の一部を負担させることができる。

2 前項の都道府県は、政令の定めるところにより、國営土地改良事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三條に規定する資格を有するものその他農林大臣の指定するものから、その者の受ける利益を限度として、前項の規定による負担金の全部又は一部を徴収することができる。

3 前項に掲げる者が國営土地改良事業の施行に係る地域の全部又は一部を地区とする土地改良区の組合員である場合には、都道府県は、その者に対する負担金に代えて、その土地改良区からこれに相当する額の金銭を徴収することができる。

4 前二項の場合において、第八十八條の規定による國営土地改良事業に係る負担金については、都道府県は、その徴収を受けるべき者の同意を得なければならない。

5 第二項又は第三項の処分を受けた者は、その処分について異議があるときは、前項に規定する場合を除いて、都道府県知事にこれを申し立てることができる。但し、その処分を受けた日から二十日を

経過したときは、この限りでない。

6 第二項及び第三項の負担金は、第八十八條の規定による國営土地改良事業に係るものを除いて、地方税の滞納処分等の例によつて、これを徴収することができる。但し、先取特権の順位は、府縣税に次ぐものとする。

(都道府県営土地改良事業の分担金)

第九十一條 都道府県は、政令の定めるところにより、都道府県営土地改良事業によつて利益を受ける者でその事業の施行に係る地域内にある土地につき第三條に規定する資格を有するものその他農林大臣の指定するものから、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百十七條の分担金を徴収することができる。この場合には、前條第三項及び第四項の規定を準用する。

(権利関係の調整)

第九十二條 國営土地改良事業又は都道府県営土地改良事業を行つた場合には、第五十九條、第六十二條及び第六十五條の規定を準用する。この場合において、第六十二條第一項中「組合員」とあるのは、「第九十條第二項の負担金又は第九十一條の分担金を負担した者」(第九十條第三項又は第九十一條後段の規定により徴収される金銭に充てるため土地改良区が第三十六條第一項の規定により賦課徴収する金銭を負担した組合員を含む。)と読み替へる。

(かんがい排水施設等の國又は都

道府県への移管)

第九十三條 國は、土地改良区その他の者が、省令の定めるところにより、その所有し、又は管理するかんがい排水施設を國において管理すべきことを申し出た場合において、その申出を相当と認めるときは、その施設を管理することができる。

2 都道府県は、土地改良区その他の者が、省令の定めるところにより、その所有し、又は管理するかんがい排水施設又は埋立地若しくは干拓地の堤を都道府県において管理すべきことを申し出た場合において、その申出を相当と認めるときは、その施設又は堤を管理することができる。

(國有土地物件の管理及び処分)

第九十四條 左に掲げるものであつて普通財産であるものは、農林大臣が管理し、又は処分する。

一 國営土地改良事業によつて生じた工作物その他の物件又は水の使用に関する権利

二 第二百二十條の規定により收用し、又は使用した土地、権利又は立木、工作物その他の物件

三 國有の土地、権利又は立木、工作物その他の物件で、政令の定めるところにより、國営土地改良事業の用に供すべきものと決定されたもの

理の委託について必要な事項は、政令で定める。

第三節 農業協同組合の行う土地改良事業又は数人が共同して行う土地改良事業

(事業の開始等)

第九十五條 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が土地改良事業を行おうとする場合、又は第三條に規定する資格を有する者数人が共同して土地改良事業を行おうとする場合には、省令の定めるところにより、規約及び土地改良事業の計画の概要を定め、その事業についての予備審査を都道府県知事に申請しなければならない。

2 農業協同組合又は農業協同組合連合会は、前項の規定による申請をするには、あらかじめ、規約及び土地改良事業の計画の概要につき總會の議決を経、且つ、その計画に係る土地につき所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権又は使用貸借による権利を有するすべての者の同意を得なければならない。

3 第一項の場合には、第六條から第九條まで及び第十條第一項の規定を準用する。

4 都道府県知事は、前項において準用する第十條第一項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

5 前項の認可があつた規約若しくは土地改良事業計画を変更し、又は土地改良事業を廃止する場合には、前四項及び第四十八條第六項の規定を準用する。

作の目的に供している農地を

(土地改良区に関する規定の準用)
第九十六條 前條の規定により行ふ土地改良事業には、第四十六條、第四十七條、第五十條、第五十一條、第五十二條第一項から第三項まで及び第六項から第八項まで、第五十三條から第五十五條まで並びに第五十七條の規定を準用する。この場合において、これらの

第三章 市町村農地委員会、土地改良区又は農業協同組合の行ふ交換分合

(市町村農地委員会の交換分合計画の決定手続)

第九十七條 権原に基き耕作の業務を営む者二人以上が、省令の定めるところにより、これらの者が耕

事の認可を受けなければならない。
い。

8 都道府縣農地委員会は、前項の認可をしたときは、遲滞なくその旨を公告しなければならない。

9 第一項、第二項又は第四項の場合において、関係市町村農地委員會が公告、縦覽又は通知をするには、そのすべてがこれを行わなければならない、異議の決定をするには、そのすべてが協議してこれをしなければならない。

(土地改良区の交換分合計画の決定手續)

第九十九條 土地改良区は、交換分合を行おうとする場合には、交換分合計画を定め、都道府縣知事の認可を受けなければならない。

- 2 前項の規定により交換分合計画を定める場合には、第五十二條第三項から第五項までの規定を準用する。
- 3 第一項の認可を申請するには、その申請書に關係市町村農地委員会の同意書を添附しなければならぬ。但し、同意を求めた日から六十日以内にその同意が得られない場合には、その事由を記載した書面を添附すればよい。
- 4 前項但書の場合において、第一項の認可をしようとするときは、

都道府縣知事は、関係市町村農地委員会の意見をきかなければならない。

5 都道府縣知事は、第一項の認可の申請を相当と認める場合には、遅滞なく申請の旨を公告し、且つ、六十日間交換分合計画書の写を縦覧に供しなければならない。

6 前項の規定による公告があつたときは、当該交換分合計画により交換分合すべき農地についての前條第二項に掲げる権利を有する者（その農地のある市町村の区域内に住所を有する者を除く。）に対して、その旨を通知しなければならない。

7 前條の権利を有する者は、当該交換分合計画に対して異議があるときは、都道府県知事にこれを申し立てることができる。但し、第五項に規定する縦覧期間を経過したときは、この限りでない。

8 都道府県知事は、前項の規定による申立を受けたときは、第五項の縦覧期間満了後六十日以内にこれを決定しなければならない。

9 都道府県知事は、前項の規定による決定をするには、都道府県農地委員会の意見をきかなければならない。

10 都道府県知事は、第七項の異議の申立がないとき、又は異議の申立があつた場合においてそのすべてについて第八項の規定による決定があつたときでなければ、第一項の認可をすることができない。

11 都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

(農業協同組合の交換分合計画の決定手続)

第百條 農業協同組合は、交換分合を行おうとする場合には、総会の議決を経て交換分合計画を定め、その交換分合計画により交換分合すべき農地について第九十七條第一項に掲げる権利を有する者の同意を得て、都道府県知事の認可を受けなければならない。

2 前項の場合には、前條第三項から第十一項までの規定を準用する。

(交換分合計画の定め方)

第百一條 交換分合計画は、耕作者の農業経営の合理化に資するよう定めなければならない。

2 処分制限がある農地であつて省令で定めるもの及び地上権、永小作権又は賃借権が設定された農地であつて当該権利が差押、仮差押又は仮処分目的となつてゐるものに關しては、交換分合計画を定めることができない。

第百二條 農地の所有権についての交換分合については、交換分合計画において交換分合により所有者が取得すべき農地及び失うべき農地並びに所有権の移轉の時期を定めなければならない。

2 前項の場合において、所有者の取得すべきすべての農地と失うべきすべての農地とは、地目、地積、土性、水利、傾斜、温度等を、省令の定めるところにより、総合的に勘案して、おおむね同等でなければならない。但し、その者の同意を得た場合には、この限りでない。

3 第一項の場合には、所有者が取得すべきすべての農地は、その地積及び価格において、その者が失うべきすべての農地は比べて二割以上の増減があつてはならない。

4 第二項の場合において、所有者が取得すべきすべての農地と失うべき農地とは、地目、地積、土性、水利、傾斜、温度等により相殺することができない部分がある場合には、金銭による清算をするものとし、その額並びに支拂の方法及び時期を定めなければならない。

第百三條 前條第一項の場合において、所有者が失うべき農地につき先取特権、質権又は抵当権があるときは、これらの権利に代るべき先取特権、質権又は抵当権を設定すべき農地並びにこれらの権利の設定の時期及び存続期間その他の条件を定めなければならない。

2 前項の場合には、当該権利を設定すべき農地は、所有者が所有し、又は取得すべき農地であつて、その価格がその設定すべき権利に照應する現在の権利の目的となつてゐる農地の価格と同等以上のものでなければならない。

3 第一項の場合において、当該所有者が前條第四項の設定による清算金を取得すべきときは、前項の規定にかかわらず、当該権利を設定すべき農地は、その清算金の限度内において、その設定すべき権利に照應する現在の権利の目的となつてゐる農地の価格より低い價格の農地である。この場合には、これらの價格の差額に相当する現在の権利の及ぶべき清算金の額を求めなければならない。

4 第一項の場合には、設定すべき権利の存続期間は、その権利に照應する現在の権利の残存期間とし、その他の条件は、現在の権利の条件によらなければならない。

第百四條 第百二條第一項の場合において、所有者が失うべき農地につき地上権、永小作権、賃借権又は使用貸借による権利があるときは、これらの権利に代るべき地上権、永小作権、賃借権又は使用貸借による権利を設定すべき農地並びにこれらの権利の設定の時期及び存続期間、対価その他の条件を定めなければならない。

2 前項の場合には、第百二條第二項から第四項まで及び前條の規定を準用する。

第百五條 第百二條第一項の場合において、当該交換分合により地役権を設定する必要があると認められるときは、その地役権を設定すべき土地、地役権者並びにその地役権の設定の時期及び地役権の目的その他の条件を定め、現に地役権を有する者がその権利を行使する利益を受ける必要がなくなると認められるときは、その権利及び消滅の時期を定めなければならない。

(交換分合の効果)

第百六條 第九十八條第八項又は第九十九條第十一項（第百條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による公告があつたときは、その公告があつた交換分合計画の定めるところにより、所有権が移轉し、先取特権、質権、抵当権、地上権、永小作権、賃借権若しくは使用貸借による権利が設定され、又は地役権が設定され、若しくは消滅する。

2 前項の規定により先取特権、質権、抵当権、地上権、永小作権、賃借権又は使用貸借による権利が設定された場合には、これに照應する従前の権利は、これらの権利の設定された時において消滅する。但し、第百三條第三項（第百四條第二項において準用する場合を含む。）の規定により先取特権、質権又は抵当権の及ぶべき額を定めた場合には、これらの権利は、この額の清算金については、なお存続するものとする。

(所有権以外の権利についての交換分合)

第百七條 農地の地上権、永小作権、賃借権又は使用貸借による権利についての交換分合には、第百二條から前條までの規定を準用する。

(清算金)

第百八條 第九十八條第八項又は第九十九條第十一項の規定による公告があつたときは、市町村農地委員会、土地改良区又は農業協同組合は、その公告があつた交換分合計画の定めるところに従い清算金を支拂わなければならない。

2 前項の場合には、同項の者は、当該交換分合計画の定めるところに従い清算金を徴収することができ

3 市町村農地委員会は、市町村又は農業協同組合に対し、政令の定めるところにより、前二項の規定による清算金の支拂及び徴収を委任することができる。

(農地の形質変更等の禁止)

地につき所有権その他の権利を有する者は、交換分合に支障を及ぼすおそれのない場合を除いて、都道府県知事の許可を受けなければ、その農地の形質を変更してはならない。

(自作農創設特別措置法の先賃権の特例)

第二百十條 自作農創設特別措置法第二十八條第一項(同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。)の規定は、交換分合計画の定めるところにより農地の所有権を移轉する場合に、適用しない。

2 交換分合計画の定めるところにより自作農創設特別措置法第十六條又は同法第四十一條の規定による賣渡があつた農地の所有権を取得した者は、同法第二十八條第一項に規定する「農地の所有権を承継した者」(同條第五項及び第四十一條第四項において準用する場合を含む。)でないものとみなす。

3 交換分合計画の定めるところにより農地の所有権を移轉する者が、自作農創設特別措置法第十六條又は同法第四十一條の規定によりその農地の賣渡を受けた者又はその者からその農地の所有権を承継した者である場合には、その者がその交換分合計画の定めるところにより取得すべき農地で同法第十六條又は第四十一條の規定により賣渡を受けた農地に照應するものとして市町村農地委員会が指定するものにつき、その取得の時期に同法第二十八條第三項(同條第五項及び第四十一條第四項において

準用する場合を含む。)の規定による賣渡があつたものとみなす。(農地以外の土地等の権利についての交換分合)

第二百十一條 第九十七條から前條までの規定は、農地の集團化に伴つて行ふ農地の利用上必要な土地に関する権利、農業用施設に関する権利及び水の使用に関する権利の交換分合について準用する。

第四章 補則
(書類の送付に代る公告)
第二百十二條 住所又は居所が知れない場合その他書類の送付をすることができない場合において、行政廳又は土地改良区がその送付に代えて公告をしたときは、その公告があつた日に書類を送付したものとみなし、その公告があつた日から十日を経過したときに相手方に到達したものとみなす。

(処分等の行為の承継人に対する効力)
第二百十三條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による処分、手続その他の行為は、土地改良事業に關係がある土地、物件又は権利につき所有権その他の権利を有する者の承継人に対しても、その効力を有する。

(分合筆手続の代行)
第二百十四條 土地改良事業を行う者は、その事業を行うため土地を分筆し、又は合筆する必要がある場合には、その土地の所有者に代つて土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)第二十六條に規定する手続をすることができ。

(登記の特例)

第二百十五條 土地改良事業の施行に係る地域内にある不動産の登記については、政令で特例を定めることができる。

(他の登記の停止)

第二百十六條 第五十二條第八項(第九十六條において準用する場合を含む。以下本條及び第九十一條において同じ。)の規定による公告があつた後は、土地改良事業の施行に係る地域内にある土地に關しては、その土地改良事業による登記をした後でなければ他の登記をすることができない。但し、登記の申請人が確定日附のある書類により同項の規定による公告前に登記原因の生じたことを証明した場合に、この限りでない。

(施行に係る地域を数区に分けた場合)
第二百十七條 土地改良事業の施行に係る地域を数区に分けた場合には、その各々の区及びその区に係る土地改良事業は、第四十六條、第五十一條、第五十二條及び第五十五條(第九十六條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の適用については、それぞれ、土地改良事業の施行に係る地域及びその地域に係る土地改良事業とみなす。

(測量、検査又は簿書の閲覧等の手続)
第二百十八條 左に掲げる者は、土地改良事業に關し土地等の調査をするため必要がある場合には、あらかじめ土地の占有者に通知して、その必要の限度内において、他人の土地に立ち入つて測量し、又は

検査することができ。

一 國若しくは都道府県の職員

二 土地改良区の役職員

三 都道府県農地委員会又は市町村農地委員会の委員又はこれらの委員会の事務に従事する者

四 第五條、第七條又は第八十五條の規定による申請をしようとする者

2 前項第四号の者が同項の行為をするには、あらかじめ当該土地の所在地の市町村長の許可を受けなければならない。

3 第一項の場合には、同項第一号から第三号までの者はその身分を示す証票を、同項第四号の者は前項の許可を受けたことを証する書面を携帯し、当該土地の占有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

4 第一項の場合には、同項第一号の國若しくは都道府県、第二号の土地改良区、第三号の都道府県農地委員会若しくは市町村農地委員会又は第四号の者は、同項に掲げる行為によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

5 第一項第一号から第三号までの者は、当該事業の施行に係る地域を管理する登記所、漁業免許に關する登録の所管廳、土地台帳若しくは家屋台帳の所管廳又は市町村の事務所に、無償でその事業に關し必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本の交付を求めることができる。

(障害物の移轉等)
第二百十九條 國、都道府県又は土地改良区は、土地改良事業の施行のため必要がある場合には、その必要の限度内において、その施行に係る地域内にある物件でその事業の障害となるものを移轉し、除去し、又は取りこわすことができる。但し、これによつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

(土地等の収用又は使用)
第二百二十條 國、都道府県又は土地改良区は、土地改良事業の施行に伴い排水機又は地下水源の利用に關する設備を設置するために必要な土地を土地収用法(明治三十九年法律第二十九号)の規定により収用し、又は使用することができ。

2 前項の規定は、土地の所有権及び担保権以外の権利、土地に定着する物件又はこれに關する権利、土石砂れき又は水の使用に關する権利の収用又は使用に準用する。(急迫の際の使用等)
第二百二十一條 國、都道府県又は土地改良区は、その管理するかんがい排水施設、農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設(土地改良事業の工業中に係るものを含む。)の風雪、出水又は高潮若しくは土砂の崩れによる急迫の災害を防ぐため必要があるときは、他人の土地を一時使用し、又はその土石竹木その他の現品を使用し、若しくは収用することができ。但し、時價によりその損失の全額を補償しなければならない。

(損失補償)
第二百二十二條 土地改良事業を行う

者は、その事業の利害関係人がその事業によつて通常受けるべき損失を補償しなければならぬ。

2 第十條第三項、第四十八條第七項、第八十七條第三項、第九十五條第四項（同條第五項において準用する場合を含む）、第九十八條第八項又は第九十九條第十一項の規定による公告があつた後において土地の形質を変更し、工作物の新築、改築若しくは修繕をし、又は物件を附加増置した場合には、これについての損失は、補償しなくともよい。但し、都道府県知事の許可を受けてこれらの行為をした場合には、この限りでない。

3 土地改良区の組合員は、第六十一條第三項及び第六十八條から前條までに規定する場合を除いては、その土地改良区の行う事業によつて受けた損失の補償を請求することができない。但し、規約に特別の定がある場合には、この限りでない。

(補償金等の供託)
第二百二十三條 土地改良事業を行う者は、換地計画若しくは交換分合計画に定める清算金又は第九十九條若しくは前條の規定による補償金を支拂う場合において、当該土地、物件又は権利につき先取特権、質権又は抵当権があるときは、その補償金又は清算金を供託しなければならぬ。但し、先取特権、質権又は抵当権を有する者から供託をしなくともよい旨の申出があつた場合には、この限りでない。

2 前項の先取特権、質権又は抵当権を有する者は、同項の規定により供託された補償金又は清算金に對して、その権利を行うことができる。

り供託された補償金又は清算金に對して、その権利を行うことができる。

(都道府県にわたる事項の処理)
第二百二十四條 土地改良事業の施行に係る地域又は土地改良区の地区が二以上の都道府県にわたる場合には、この法律において都道府県知事の権限に属させた事項は、第八十五條及び第八十六條に規定するものを除いて、農林大臣が処理する。

(特別区等に対する規定の適用)
第二百二十五條 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区の区長に、地方自治法第五十五條第二項の市にあつては区又は区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合の管理者に、市町村農地委員会に関する規定は、地区農地委員会に設けられてゐる市町村の地区にあつては地区農地委員会に適用する。

(補助金の交付及び被補助者に対する監督)
第二百二十六條 國は、その予算の範囲内において、農地の改良、開発、保全又は集團化を行う者に対して補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の交付を受けようとする者は、省令の定めるところにより、補助金の交付申請書を事業計画書、事業予算書その他必要な書類とともに農林大臣に提出しなければならない。

助金の交付を決定するものとす

第二百二十七條 農林大臣は、前條の規定による補助金の交付の目的を最もよく達成するため、補助金の交付を受ける者に対して、当該事業の施行に關し必要な指示を行い、当該事業の目的たる施設を檢査し、報告書の提出を命じ、その他必要な処分をすることができ

2 農林大臣は、前項に規定する者が補助金の交付の目的を達成し得ないと認められる場合には、その者に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることが

3 返還すべき補助金は、地方公共團體が返還するものを除いて、國稅滯納処分等の例によつて徴収することができる。但し、先取特権の順位は、國稅に次ぐものとする。

第二百二十八條 農林大臣は、都道府縣に對するものを除いて、政令の定めるところにより、前二條の規定による権限の一部を都道府縣知事に行わせることができる。

後においても、容認すべき事由があることを認めるときは、なお受理することができる。

3 異議の申立又は裁定の申請に對する決定又は裁定は、文書をもつてし、その理由を附してこれを當事者に交付しなければならない。

(権利變動の通知)
第二百三十一條 第五十二條第八項の規定による公告前において土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき権利の設定、移轉、変更若しくは消滅又は処分の制限があつたときは、その当事者は、遅滞なくその旨をその土地改良事業を行う者に通知しなければならない。

第五章 監督
(報告の徴収)
第二百三十二條 農林大臣又は都道府縣知事は、土地改良区又は第九十五條の規定により数人共同して土地改良事業を行う者に法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款、規約、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画を遵守させるために必要があると認めるときは、これらの者からその事業に關し報告を徴することができる。

(業務狀況の檢査)
第二百三十三條 土地改良区の組合員が、総組合員の十分の一以上の同意を得て、その土地改良区の事業又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款、規約、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反する疑があることを理由として檢査を請求

した場合には、都道府縣知事は、その土地改良区の事業又は会計の狀況を檢査しなければならない。

2 農林大臣又は都道府縣知事は、土地改良区又は第九十五條の規定により数人共同して土地改良事業を行う者の事業又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款、規約、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反すると認める場合には、何時でも、その業務又は会計の狀況を檢査することができる。

(違反行為に対する措置)
第二百三十四條 農林大臣又は都道府縣知事は、前條の規定による檢査を行つた場合において、当該土地改良区又は数人共同して土地改良事業を行う者の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款、規約、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反すると認めるときは、これらの者に対し必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(解散を命ずる裁判)
第二百三十五條 土地改良区が第十五條に規定する事業以外の事業を行つたときは、裁判所は、農林大臣又は都道府縣知事の申立により、その土地改良区の解散を命ずることができる。

2 前項の規定による事件は、当該土地改良区の主たる事務所所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

した場合には、都道府縣知事は、その土地改良区の事業又は会計の狀況を檢査しなければならない。

2 農林大臣又は都道府縣知事は、土地改良区又は第九十五條の規定により数人共同して土地改良事業を行う者の事業又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款、規約、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反すると認める場合には、何時でも、その業務又は会計の狀況を檢査することができる。

(違反行為に対する措置)
第二百三十四條 農林大臣又は都道府縣知事は、前條の規定による檢査を行つた場合において、当該土地改良区又は数人共同して土地改良事業を行う者の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款、規約、土地改良事業計画、換地計画若しくは交換分合計画に違反すると認めるときは、これらの者に対し必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

(解散を命ずる裁判)
第二百三十五條 土地改良区が第十五條に規定する事業以外の事業を行つたときは、裁判所は、農林大臣又は都道府縣知事の申立により、その土地改良区の解散を命ずることができる。

2 前項の規定による事件は、当該土地改良区の主たる事務所所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

(決議、選等取消等)

第百三十六條 土地改良区の組合員が、総組合員の十分の一以上の同意を得て、総会、総代会の招集手続若しくは議決の方法又は役員若しくは議員の選挙の方法が法令、法令に基いて行政廳の処分又は定款若しくは規約に違反することを理由としてその議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、都道府県知事は、その違反の事実があると認めるときは、その決議又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

2 前項の規定は、第四十八條第二項及び第五十二條第三項(第九十六條、第九十九條第二項及び第九十一條において準用する場合を含む。)の會議に準用する。

第六章 罰則

第百三十七條 第百九條(第百十一條において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第百三十八條 左の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

一 第百十八條第一項の規定により國又は都道府県の職員が行う測量又は検査を拒み、妨げ又は忌避した者

二 第百十九條の規定により國又は都道府県の職員が行う移轉、除去又は取りこわしを拒み、妨げ又は忌避した者
三 第百二十七條第一項又は第百三十三條の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

四 第百二十七條第一項又は第百三十二條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第百三十九條 土地改良事業の施行に關して設けた標識を移轉し、汚損し、き損し、又は除去した者は、三万円以下の罰金に処する。

第百四十條 土地改良区の役員若しくは総代又は土地改良区連合の役員若しくは議員が、その職務に關して賄受を收受し、又は要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲役に処する。よつて不正の行爲をし、又は相当の行爲をしな

2 前項に掲げる役員、総代又は議員であつた者がその在職中に請託をうけて職務上不正な行爲をし、又は相当の行爲をしなかつたことに關し賄受を收受し、要求し又は約束したときは、三年以下の懲役に処する。

3 第一項に掲げる役員、総代又は議員がその職務に關し請託を受けて第三者に賄受を供與させ、又はその供與を約束したときは、三年以下の懲役に処する。

4 犯人又は情を知つた第三者の收受した賄受は、没收する。その全部又は一部を没收することができないときは、その價額を追徴する。

第百四十一條 前條第一項から第三項までに掲げる者に対して賄受を供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以上の懲役又は二十五万円以下の罰金に処する。

2 前條の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。

第百四十二條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して第百三十七條及び第百三十八條に規定する違反行爲をしたときは、行爲者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金を科する。

第百四十三條 左の場合において、土地改良区又は土地改良区連合の理事若しくは監事又は清算人を三万円以下の過料に処する。

一 第十五條に規定する事業以外の事業を営んだとき

二 第四十一條第一項の規定に違反したとき

三 第六十九條又は第七十一條に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき

四 第七十條の規定に違反して土地改良区の残余財産を分配したとき

五 第七十六條において準用する民法第七十九條の期間内に債権者に弁済をしたとき

六 この法律の規定による公告をせず、又は不実の公告をしたとき

第百四十四條 左の場合において、土地改良区又は土地改良区連合会の理事若しくは監事又は清算人を一万円以下の過料に処する。

一 第二十條の規定に違反したとき
二 第二十五條第一項、第二十六條又は第二十七條の規定に違反したとき
三 第二十九條第一項の規定に違反して書簿を備えず、若しくは保存せず、又は同條第二項の規定による省令に違反してその書簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき
四 第二十九條第三項の規定に違反して書簿の閲覧を拒んだとき
五 第百三十四條の規定による命令に違反したとき
第百四十五條 第十四條第二項又は第七十八條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の過料に処する。

附 則

この法律施行の期日は、公布の日から起算して六十日をこえない期間内において政令で定める。

○森國務大臣 土地改良法案につきまして、その提案理由の大体を御説明したいと思ひます。

御承知のように、現在の日本の農業の重要問題は、農業經營の合理化と農業技術の革新を通じて、食糧その他農産物の最大限度の増産を達成することである。

このためには、何よりもまず農業經營における基本的な生産の手段としての土地及び水の利用を合理的にすること、言いかえれば、灌漑排水施設や農業用道路を整備し、農地の区画を整理し、農地を集團化し、農地の造成及び農地の保全をはかり、その災害復旧を行う等の事業を実施することです。

またこれらの事業は、國民特に農民の手に残され、最も貴重な資源である土地と水とを有効かつ適切に開発利用する上にも、欠くことのできないものであります。しかるにこのような事業に關する法律としましては、古くは明治末年の制度にかゝる耕地整理法、水利組合法及び北海道土功組合法があり、いずれも今日の社會經濟上から見ても、もはやその機能を完全には果し得ない状態にあり、この種の事業の施行には、かえつて著しい障害となつてゐるのは、顯著な事実であります。すなわちこれらの耕地整理法、水利組合法または北海道土功組合法の規定によつて設定された組合は、その性格もその事業も相互にきつめて類似しているものでありますが、同一の法制の下に統一する必要があることは當然であります。

次に、これら三種の組合の組合員となる資格のあるものは、土地の所有者に限定されておりますので、土地改良事業の負担はこれらの土地の所有者にかゝるのであります。しかるに、農地改革以後は地主の經濟的地位は従前と非常にかつて來ましたので、その負担にたえないものが多く、そのために土地改良事業が一向に進捗できない状態にあるのであります。

次に、從來より國營及び都道府縣營の土地改良事業が行われておりますけれども、これに關する法律の規定が全然なかつたのであります。そのためにいふ／＼と事業の進捗上支障のある点であります。以上のような理由から、土地改良法の制定は、その必要を痛感されるのであります。農民及び關係團體からも強い要望のあるところであります。

以上が土地改良法案を提出いたしましたゆゑんであります。

次に法案の重要な内容について概略御説明申し上げたいと思ひます。第一は、土地改良の施行の主体として、新たに土地改良区という制度を設けました。この法人が従来ありました耕地整理組合、水利組合、北海道土功組合にかわつて、今後主となつて土地改良を行うのであります。もつとも土地改良事業は、土地改良区のほかに農業協同組合も、また國や都道府縣も施行できることは当然でありまして、法案の中に、そのための所要の規定を設けた次第であります。

右の土地改良区は先に申し述べました理由に基きまして、関係地区の耕作者がその組合員となるものとしたし、出があり、所有者が組合員となるものが相当であるときは、耕作者にかわつて組合員となるものとしたし、

第二に、國または都道府縣が土地改良事業を行う場合の規定を設け、円済に事業を進められるようにいたしました。

第三に、農地等の交換分合の規定を設けました。これは今後の日本の農業の置かれるきわめて困難な地位を予想いたしまして、農業経営を合理化するための有力な手段の一つであります。最後に土地改良事業に対して所要の補助をなし得るものとしたし、

以上が同法案の主要な内容であります。何とぞ慎重御審議の上すみやかに御可決あらんことを切望する次第であります。

○小笠原委員長 これにて土地改良法案提案理由の説明は終わりました。それでは質疑は次会から行うことといたします。

○小笠原委員長 次に先般本委員会より轉落農家の配給状況調査のため、各地各府縣に、議長の承認を得まして委員を派遣いたしました。今回全員無事大任を果たして帰京せられ、両班とも実地調査の報告を整備せられておるやうでありますので、これより両班長よりその報告を聴取することにいたしましたと思ひます。

説明を受け、その後轉落農家の多い海南地区の事情を調査いたしました。翌五月四日縣廳へ官民多数の集合を願ひ、供出制度に関する熱心な討議を行い、多大の成果をあげて、同日午後歸京の途にいたしました。

以上、調査團の行動の大体でございますが、次に前後四日間におわたる調査活動の結果の概要につきまして、御報告いたします。

われ／＼が調査地点として選定いたしました大阪、奈良、和歌山は、おしなべて食糧の著しく不足せる地帯でございます。いづれも耕地不足のため、集約的な農業経営が行われ、平均反収が高い反面におきまして、零細農が多く、轉落農家の飯米不足もやましの問題となつておりました。地方自治体の行政面に幾多の難題を與へておるものであります。

まず、國會から任命されました調査團の行動から申し上げますと、われわれ一行は、先月二十九日夜東京を出発、三十日朝大阪に到着後、たちまち高槻市並びに枚方市を訪れ、市役所において懇談会を開催し、引續いて近郊村落に現地調査を行いました。午後、大阪府廳において供出関係者を招集して、大阪府下の事情について詳細に質問を試みたのであります。

翌々五月二日午前中は奈良縣廳におきまして、縣の各関係者より縣内の食糧事情を聞きとりました。午後、奈良市における最も零細農、轉落農の多い生駒郡片桐村並びに南葛城郡大正村におもむきまして、親しく村当局並びに農民代表と、詳細な現地事情について懇談を重ね、引續き五條町の地方事務所係員より十津川方面の僻遠地帯の事情について、説明を聞いたのであります。

食糧の絶対量が不足いたしておる現狀におきましては、農民の増産意欲に期待するところが大であることは申すまでもないのであります。米、麦、税金等の面におきまして、物價政策、財政政策上の要請よりいたしまして、農民の犠牲をかなりの程度に強要いたしておりますので、適正な供出制度が実施いたされません場合におきましては、食糧需給上ゆゆしい悪結果を招来するであらうことは申すまでもないところであります。現に各地におきまして耕作放棄が発生いたしておりますことは、すでにその前兆ともいえるのであります。

しからば現行供出制度ははたして適正に行われているのでありましようか。われ／＼の調査いたしましたところによりますと、まず第一に、人口動態の把握が非常に不完全にしか行われておりません。そのために、食糧の需給計画におきまして、農家人口の計算上、中央と地方とで相当の食い違いがあり、その最も著しい例は和歌山縣であります。そのために縣の保有量が非常に削減され、従つて需給操作上、轉落農家に対しても相当過重な供出割当を行わざるを得ないという実情になつておるものであります。

轉落農家は地方の劣つた土地を耕作してゐるのが一般であります。中央より與えられます平均反収が高いために、轉落農家に対しても、村の平均反収に近い数字で生産割当が行われ、従つてそれだけ保有米に食い込んで供出を行わざるを得ないことになり、ここに還元米の問題が横つて來てゐるのであります。

轉落農家に対しましては、人口と平均反収の二面の原因よりいたしまして、非常に不公正な待遇が與えられ、和歌山におきましては、轉落農家のみが四箇月分平均七日ないし十日の遅配を見てゐるのであります。

次に、中央で行つております農家保有米の数量計算は、農家の総人口に平均四合の保有量をかけて算定してゐるのであります。末端におきましては、年齢別の計算を行つておりますために、農家保有量が不足を來してゐる例もございまして、大阪府高槻市の場合には、その差が二割に達してゐるのであります。

面積の減少、災害による收穫減は補正の対象とされておりますが、人口の増加に対する補正を中央が認めておりませんために、地方の保有量が著しく不足を來してゐる事例もございまして、たとえ大阪府のごとき都市轉入解禁によりまして、昨年度の事前割当数量と、後に食糧事務所で作成した数字との差は実に約八万五千石に達してゐるのであります。

これを要するに、的確な人口の把握ができておらないために、一方では多数の幽霊人口がいながら、他方では農家保有に相当食い込んでゐるといふ事実を生じてゐるのであります。なかならず轉落農家の窮況にかんがみまして、これを完全保有農家と区分して、農業計画を作成し、彼らに過重の圧迫を加えないようにいたしますと同時に、人口の移動増減をすみやかにつかんで、少い食糧を公平に配分するやうに、確固たる対策を講ずる必要があるものであります。

ところで、去る五月一日以降、食糧管理法の改正に先だちまして、政府は、消費食糧の用途別、月別のわくを設定し、消費規制に着手いたしておるのであります。基礎資料が正確でありますために、轉落農家に対する遅欠配によりまして、その矛盾が解決されるおそれがありまして、この点一般の注意を喚起しておく要があるかと思はれる次第であります。と申しますわけは、現在政府が利用してゐる基礎数字は、人口数においては総理廳の常住人口調査、面積、生産力等におきましては、作報のサンプリング調査によるものであります。これらによつて算定された供出数量と、市町村に於いて現在作成してゐる管理米台帳による数量とは現在のところまつたく無関係の地位にありまして、しかも前者が優越的に使用されますために、いわゆる天くんだり割当の非難があるの

でありまして、たとえば和歌山におきましては、面積で一千町歩、平均反収で二斗の差異があり、その食い違いを轉落農家の犠牲においてつじつまを合わせている傾向が見出されるのであります。

かような弱い者いぢめ、無理無体のやり方を避けるためには、今後は、管理米台帳を民主的な方法で正確に記載するよう指導するとともに、作報と市町村との有機的な合議機関を設置して、供出制度の合理化をはかる必要があると思われ次第であります。

次に、食糧確保臨時措置法の主たる内容をなしておりますところの、事前割当制度に対する地方側の批判につきまして御紹介申し上げます。

事前割当制度の本質、その長所につきましては、農民も十分これを了解しているのではありませんが、超過供出に對しますところの一連の行政措置によりまして、この制度のうまみはほとんど消え去つておるといつてもよいように思われるのであります。すなわち、

一、総合果進的に賦課される税金の問題があります。

二、自由自主を建前とする超過供出が、事実上強制的に、かつ腰だめの行われている点であります。中央より命ぜられる超過供出量が科学的根拠をもつていませんために、末端ではこの要求量に合せるように逆算して供出の諸元を適当に変更しているような実情であり、大阪では莫大な報償金を支出して超過供出の奨励を行い、地方財政への重い負担となつているのであります。

三、いわゆるポナナス・ラインの問題があります。すなわち、現行の超過供出

は事前割当の線で報償金が與えられ、補正線以上に供出して、事前割当数量に達しない限り、特別價格買上げの恩恵には浴しないわけでありますが、多くの農家は飯米を割いて超過供出しているし、また事実上、末端では補正割当を総花的に行つていますので、特別買上げを補正線に認めるのが至当であらうと思われまゝ。和歌山縣では約一千石の超過供出を行つていられるにもかかわらず、昨年の災害によつてほとんどの農家が補正されております関係上、三倍買上げの特典を受けたのはわずかに六十石という有様であります。

主として以上三つの理由よりしまして、事前割当制度の長所は、現在のところ非常に稀薄化したておりまして、むしろ收穫高による反割割落責任制度を要する農民の声すら聞かれたのであります。今後超過供出の法制化を行いますにおいては、かえつて農民の反感を買い、食糧生産にマイナスの影響があるのではないかとさえ思われる次第であります。

供出制度、轉落農家の問題につきましては、その他いろいろ報告する事項もございますが、時間の都合上、ごく大筋のみをいづつまで申し述べた次第でございます。詳細は報告書に譲ることいたしますが、最後に、今後とるべき対策につきまして、项目的に列挙いたします。

(一) 農家人口の把握を正確に行い、中央と地方との数字を一致せしめること。

(二) 中央における農家保有量の計算は年齢構成によつて行うこと。

(三) 人口の増減による補正を迅速に行うこと。

(四) 農業計画に完全農家と轉落農家を明確に区分して生産割当を行ひ、割当のむりを轉落農家に轉嫁されぬようにすること。

(五) ポナナス・ラインは補正線とすること。

(六) 消費数量の月別用途別わくの設定にあつては、正確な管理米台帳の作成のために十分な期間と経費とをみる。

(七) 正確な管理米台帳を作成して市町村については、作報がこれを利用する方途を講ずること。

(八) 米と麦との換算率の変更はこれを法律によつて行うよう措置すること。

以上をもつて私の報告を終わります。

○小笠原委員長 次に關東方面を調査せられました坂本委員より御報告を願ひます。

○坂本(實)委員 今般一週間にわたり出張調査いたしました関東班の調査結果の概要を御報告申し上げます。

調査をいたしましたのは、埼玉、群馬、千葉の三縣でありまして、まず各縣廳にて縣廳長、食糧事務所長、農業調整委員、農事試験場、経済調査廳等より、それら關係官の參集を請ひ、当該縣下における生産、供出、食糧需給並びに轉落農家の事情等について説明を聴取いたしました後、縣下各地の实地調査をいたしました。

埼玉縣においては穀倉と言われる二合半領吉川町を、また群馬縣下におきましては、代表的な農村五箇所を、さらに千葉縣にては君津郡金田村及び市原郡五井町を調査いたしました。これらの調査の結果を要約して申し上げますと、次のようであります。

第一は、供出割当の過重ということでありまして、これは御承知のごとく、事前割当をいたし、後に実收穫を推定して補正するのでありますが、この補正の基準となります実收穫の推定が、現地側と中央農林省側との間に相當の開きがあります。まず農林省側は、大體作報の報告を基礎としておられるようですが、一般に反収量においても高く、また風水害、病虫害等による減收を現地側よりも低く見積つております。その上耕作面積については、作報が縣下数千筆について実測を行ひましたのち、それを全耕作面積に推定した比率を推計いたしましたので、各縣とも従前より耕作面積を増加いたしましたに反収を乗じて全收穫高を推定いたしましたので、供出もまた當然強化いたしましたことは事実と言われます。特に風水害等による被害地の減收高につきまして、補正が実情に即して十分に行われ

ておりませんので、被害地は保有米を割つた裸供出がなされ、またはははだしきは親戚、知人より借用ないしは買入れて供出する等の事実がありまして、たとえば埼玉縣二合半領のごときは、このため協同組合郵便局、銀行等より預金の引出し及び借入れは約一億円に上ると推定せられております。さらに群馬縣下木瀬村のごときは、一昨年及び昨年の再度の被害により、数十町が砂礫に埋められ、まったく耕作不能となつたにもかかわらず、なお耕地として供出対象にせられており、あるいは災害保險の対象として共済金が交付せられた耕地についても、減額補正が認められなかつた等の事例を見聞したのであります。この補正の基礎となる

実收穫の測定については、最も科学的な方法によつて、公正妥當を期さなければならぬと存じます。

第二は、以上の供出強化の結果、特に災害地におきましては轉落農家の激増を誘發し、ひいては耕作放棄の傾向を生じ、一般に生産意欲が阻害せられてい

る点であります。しかもこれら轉落農家に対する配給食糧が不十分でありまして、群馬縣においては、これに要する必要量十七、八万石と推定せられてい

るものであります。これに對する割当は十一万石にすぎませんので、轉落農家の食糧は三、四月のごときは多きは半月、少きも三、四月ないし一週間の欠配となり、これを調整するため、食糧配給審議會をつくり、各戸の実情を精査いたしまして、幾つかの順位をつけ、あるいは二十日分、あるいは十五日分と、実情に即した配給を行つて急場を凌いでいるものが多いのであります。各地とも今のところ六月以降についてはまったく見通しを立てかねる状況にあるのであります。

第三には、かんしよ、または麦を主作とする地帯において、かんしよ、麦については割当供出量よりはるかに多くを供出するにかかわらず、総合供出が認められていないため、米についても同等の基準をもつて供出割当を受け

るため、保有食糧の米の比率が低く困却している地帯もあり、これについては総合供出、総合保有食糧の制度を考慮すべきものと考えられるのであります。

第四は、山間または海浜などの兼業農家が、薪炭の買上げ停止や、海苔、漁業の不振、または一般金詰り等のため、農家経済がきゆうくつになり、ひ

いて飯米確保の上にも支障を来している点であります。

第五は、裸供出をした農家への配給食糧が、消費者価格をもつて、しかも一般消費者なみの二分七勺ベースとなり、價格上にも、量の上にもむりがあるということでもあります。

以上を総合いたしまするに、供出の強化、減額補正の不適正、九原則の実施等による農家經濟の梗塞の原因により、轉落農家が増加し、耕作放棄の傾向を生じ一般的に生産意欲の低下が見られるのであります。しかしてこれらに對しまする現地側の意向といたしましては、適正な補正が行われたいので事前割当といふことは意味がない。事務的に煩雜なばかりである。事前割当は目標を示して農家の総合計画を立てさせるためであるといわれて來たが、事實上は総合計画はできない。超過供出の法制化に付ては、的確なデータに基いて生産量を検討し、超過供出が可能である所から供出し、また減收になつた所は、その対象からはすこと、事前割当をやや低目に固定させ、超過供出の余裕を残すこと。減額補正を法制化し、收穫減には必ず補正するようにすること。現在地方補正と稱するものは、超過供出の裏づけのものとになされるもので無意味である。保有米の優先確保の実行。などがあげられるのであります。

最後につけて申上げたいことは、農村の實情の正確な把握が非常に困難であるということであります。たとえば地力や生産量の算定につきましても、一部落内においてさえも幾段にもわかれ、これが正確な順位の設定が非常に困難であります。たとえば群馬

縣邑樂郡中野村の言によれば、同村と對岸の栃木縣との間には反收について二俵の差があると称せられ、また千葉縣香取郡新島村と茨城縣潮來町とでは、反当供出量に二斗の差があり、千葉縣はその二斗分だけ供出が重くなつてゐるというのであります。したがいまして供出の強化と申しまして、一率にそうなつてゐるのではなく、村により、部落により、さらに各農家によつて千枝万葉であります。供出制度をスムーズに行わしめるためには、どうしても正確な生産力の調査を基礎とすることが必要だと思われまゝ。また農業が常に天候に支配され、工業生産と異り、豊凶の差が年々著しいのでありますから、実收高を正確に抽出いたしまして、減額すべきはし、追加すべきはするようにいたしますことが肝要と存じます。

なお千葉縣山武郡千代田村においては、目下精細な土地調査を行つてゐるさうでありますので、これができましたあかつきには、作報の調査のやり方に対しましても、よい資料を提供するでありますし、また今後の農村の土地生産力を判定いたします上にも好資料となるのではないかと存じますので、一言申し添えた次第であります。以上簡單ながら御報告申し上げます。

○小笠原委員長 それではこれにて委員派遣の報告は終りました。本日はこの程度にとどめまして、次回は明日午前十時からとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十一時四十八分散会

〔参照〕

農業協同組合自治監査法を廢止する法律案（内閣提出）に関する報告書
農業協同組合法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年六月二日印刷

昭和二十四年六月三日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局